

参議院農林水産委員会会議録第二十八号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十時四十二分開会

委員の異動

本日委員東隆君辞任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

青山 正一君
重政 庸徳君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
横川 信夫君
江田 三郎君
河合 義一君
清澤 俊英君
小林 孝平君
溝口 三郎君
森 八三二君
千田 正君

政府委員

自治庁行政部長 小林與三次君
外務参事官 法眼 晋作君
農林政務次官 大石 武一君
農林省農務改良局長 大坪 藤市君
水産庁次長 岡井 正男君
通商産業省通商局長 板垣 修君

通商産業省 通商局長 樋詰 誠明君
事務局 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 農林省農務改良局長 庄野五一郎君

説明員

農林省農務改良局長 庄野五一郎君
参考人 大日本水産 藤田 巖君
会副会長 日魯漁業株式 小林小一郎君
会社副社長 北洋漁業協同 青木 貞治君
組合組合長

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(北洋漁業に関する件)
(韓国海苔に関する件)
(韓国海苔に関する件)

○農業改良資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(戸叶武君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

北洋漁業に関する件を議題にいたします。

御承知のように、去る三月二十一日、ソ連閣僚会議の極東水域におけるサケ、マス等の制限措置が発表され、出漁期を目前に控えて関係者に重大な衝撃を与え、わが国としてまことに遺憾とするとところであります。その後当委員会には常に事態の推移を注視し、その間関係団体の陳情を聞き、事件のすみやかな解決を推進して参つておつたのであります。ところが、一昨日四月十日の報道によりますと、ソ連が漁業交渉に際する旨を伝えておりますが、この機会に事件の早期かつ完全な解決に善処しなければならぬと存じます。

そこで、きょう北洋漁業関係の代表者から参考人として、この問題に関し、ソ連の発表による制限措置の影響及びその対策、並びに今後の交渉に関する問題点及びその対策等について御意見を伺うことにいたしました。この際、参考人各位におかれましては、時節柄きわめて御多忙中にもかかわらず、お差し繰り御出席いただき、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

ただいまから参考人の御意見を伺うわけでありまして、議事の順序といたしまして、まず参考人三君から御意見を伺い、これが一通り終つてから各委員の参考人に対する御質問を願ひ、続いて各委員から政府当局に対して御質問を願ひ、午前中にこの問題に関する審議を終りたいと存じております。それから、そのように御了承いただき、議事に御協力をお願いいたします。

では、ただいまからお配りしてあります参考人の氏名の順序に従つて、参考人の御意見の御開陳を願ひます。大日本水産会副会長藤田巖君。

○参考人(藤田巖君) 大日本水産会の副会長の藤田でございます。本日北洋漁業に関する参考人として意見を陳述する機会をお与え下さいましたことを、厚く感謝を申し上げます。三月の二十一日にソ連から発表された

されました極東水域におけるサケ、マス等の制限措置、これは日本の北洋漁業にきわめて重大な影響を及ぼすものとして、私も非常にこの成り行きについて懸念をいたしております。ソ連の発表によつて意見申し上げておりました問題は、一つは、このようにいう措置がたとえ暫定的のものであつても、いやくも公海における保存措置が一国の一方的な制限的措置によつて行なわれてくる、これは困るので、やはり公海漁業における保存措置については、関係国間の話し合いによる国際協力、こういう形で進めざることを希望をいたしております。

それから内容に關係いたしまして、われわれは、ソ連側が言つておられますサケ、マス資源の非常に枯渇しておる、このようにいうふなことを断定をいたします点について、私も同意的に考へております。ソ連の四月十日の発表に於いて、ソ連が日ソ漁業交渉に際するといふふうな態度を見せて、それがロンドンの西大使から通報がもたらされて参りましたことにつきましては、私も同意的に考へておりました。一応話し合いをするきつかけの場所を得たという意味で非常に喜ばしいと考えております。これはかすかな期待をこの交渉にかける、そうしていろいろな問題を全部解決していただきたいと、こう考えております。

私どもはやはり当面の問題といたしまして、この切迫しておる漁期を控えて、何とかして準備もすんで万端終つております日本の漁船の出漁について、これが支障なく行われますように、あくまでも従来の御方針に従つて準備をしておりますことが出漁できるように、それが解決するようにということの強い希望をまず切迫して持つておるものでございます。この点が実はソ連の回答によりますと、若干不安の点があるように感ぜられるのであります。ソ連の回答を新聞の発表で私も承知するわけでありまして、ソ連は一般的な魚族資源保護及び海難船舶救助に関する協定を締結しよう、そうしてこういう協定が成立し実施された後に、現在ソ連政府がとつておるこの制限措置の問題について検討する用意がある、このようにいう発表に聞いておるものであります。これについては、私も若干ソ連の真意を把握するのに苦しんでおる点でございます。御承知のようにソ連の制限措置というものは、これはあくまでも漁業協定が締結するまで暫定的におくものであるといふことは、三月の二十一日の発表に明らかであります。従つて、一般の漁業協定ができませんれば、その暫定措置というものは、ソ連の発表によりますと、当然消えてしまふものでございます。その後またさらにこの問題に

な問題を話し合うこともけつこうであります。当面するこの問題についてもやはり安全操業が確保されるように、それが間に合いますように交渉、話し合いをおつきたいと思つておられます。私も、現在の漁業者の持つておられます。それから、なおもう一点申し上げておきたいと思つておられるのは、このソ連のつてきておられます措置についての意図の問題でございますが、私はこれはこのたびの措置についてのソ連の意図は二つの点を含んでおられる。一つの点は

やはり日ソ国交の交渉の早期妥結という意図を持っておられる。同時にまた資源保持についてのソ連の考え方、将来漁業協定を結ぶ場合の資源保持に対するソ連の考え方についてのまず当初案、第一回の意思表示をしてきておられる。こゝういふふうに私は解釈をいたしております。従つてこのたびの問題の取り上げ方が、全体の問題を離れて単にこの資源的な問題としての話し合いというふうに出てきておられますが、私はソ連の基本的な考え方というものは、それはないと思つておられます。従つて、やはり日ソ交渉の全般についても関連をいたしておりますので、われわれはできるだけすみやかにこれを妥結する方向に最大限の考慮を早くお払いいただきたいということを特に熱望いたしておりますわけでございます。会談が始まりました。交渉の前途は必ずしも樂觀を許さないものがたくさんあると思つておられます。甘く見てはならぬと考へておられますので、どうぞ一つこの会談によりまして、われわれの考へ

ております安全操業を解決し、また北洋漁業の両国の平和共存というものが確立をし、そうしてこの会談をきつかけにして、全局的に日ソ交渉というものが望ましい方向に早く解決するように行きます契機になりますようにお願いをいたしたいと思つておられます。次でございまして。詳細の数字的な説明については、ほかに参考人の方もおられますので、私といたしましてはそれは省略をいたしまして、以上簡単に意見を述べさせていただきます次第でございます。

○理事(戸叶武君) 次に母船関係の日魯漁業株式会社副社長小林小一郎君。○参考人(小林小一郎君) たいだいま御指名をいただきました母船事業を經營しております日魯漁業株式会社の小林でございます。本日は本委員会に参考人としてお呼び出し下さりまして、われわれの意見をお聞き下さることは、まことに幸甚の至りにたえません。母船業者としてのこの北洋サケ、マス漁業に關しての希望並びに実情を皆様にお話し申し上げて参考に供し、今後のサケ、マス漁業の達成に御助力をお願いいたしと存じておる次第でございます。

現在日本とソ連は相隣接する海域でともにサケ、マスの漁業を営んでおるものであります。その資源の利用並びに維持につきましては共通の關係を持つておりますから、両国は十分にこの資源維持のことについては協力協議しまして、納得のいく、また科学的にも根拠のある合理的な方法を立てる必要があるものと考へておるわけでありまして。今回のようなソ連の一方的な、われわれの了解し得ないような制限規則を一方的に公表してそれを行おうとするのは、いたずらに漁場あるいは国際間に紛争を起しまして、円満に資源の維持あるいは利用の目的を達成することはむづかしいものと思へます。この意味におきまして、われわれは進んでソ連と資源の維持、あるいは漁獲の規制について協議をし、その遂行に向つて努力しなければならぬものと考へておる次第でございます。

本年度の私どもの母船業者の計画はアリューシャン海域及びオホーツク海域で十九の船団をもつてサケ、マスを約一億尾漁獲しようということでありまして。この漁獲数量は、ソ連が公表いたしました資源減滅の脅威になるような漁獲量だとは私どもは考へておらないのであります。それは戦前日本側が母船漁業、北千島根拠の漁業、それに日ソ漁業条約に基く条約漁業、この三つを合せて毎年一億五、六千万尾のサケを漁獲しておりましたけれども、その間何ら資源の消耗を來たすような現象を見なかつたのであります。から、ソ連が沿岸で膨大な漁獲をしない限りは、一億尾日本側が漁獲いたしましても、資源の枯渇を來たすようなこととはないものだらうと私どもは考へておるのであります。ソ連が大平洋及びオホーツク海のある広大な海域で、漁獲制限量を二千五百万尾、五十万ツェントネルというよう小さな規制を行おうとするに、私は、私は首肯しがたい点があるのであります。またソ連の公表の中に、ソ連のみがサケ、マス資源の保護維持に努力しているのかとくに公表されておりますけれども、日本におきまして、多額の巨費を投じて本州及び北海道に合せて約百三十数カ所のサケ、マス人工孵化場がございまして、昭和二十八年、二十九年、三十年の三年間の平均でも一カ年に平均約三億二千万尾のサケ、マスの稚魚を放流しているものであります。また漁獲方面につきましても、許可漁船の定数を政府において決定したり、遼河漁獲の保護培養、あるいは水産資源の調査などにつきましては、いろいろの

ついでの話し合いということが起らないのじゃないだらうかと、どうも想像されるのであります。つまり、一般的な協定ができれば、そのあとはその一般的な協定に従つてやるといふふうな筋道になるのじゃないかといふふうな考へるのでございます。従つて、私もはむしろこの意味は、ソ連はむしろ交渉中であればわれわれの漁船は自由に従来通りやれるんだといふふうな、そういうふうな甘い考え方について警告を發しておる、そういうふうな私どもは一応考へられるのであります。やはりわれわれといたしましては、この当面の問題でありますことしの問題についても、あらゆる機会をとらえて話し合いにやはり移していただきたいと考へております。もちろんこの魚族資源の保持のためのこの問題を討議いたします場合には、一般的な漁業協定の問題といたしまして、暫定的な制限措置の問題といたしまして、おのづから関連性のある問題であるまいかと考へております。資源保持の問題を取り上げます場合に、おのづからソ連の資源保持に關する基本的な考え方というものが明らかにされるのであります。し、当然その基本方針に立つところの具体的制限措置の現われとしての今回ソ連のとられました措置についての説明も当然あることであらうし、それに關連しての話し合いの機会といふのも当然あることであらうと考へております。従いまして、私もはその点について若干の疑点を持つわけでありまして、ともかく話し合いがここに始まるわけでございますからして、交渉に當つて政府は会談のあらゆる機会を通じて、もちろんこの一般的な

な問題を話し合うこともけつこうであります。当面するこの問題についてもやはり安全操業が確保されるように、それが間に合いますように交渉、話し合いをおつきたいと思つておられます。私も、現在の漁業者の持つておられます。それから、なおもう一点申し上げておきたいと思つておられるのは、このソ連のつてきておられます措置についての意図の問題でございますが、私はこれはこのたびの措置についてのソ連の意図は二つの点を含んでおられる。一つの点は

やはり日ソ国交の交渉の早期妥結という意図を持っておられる。同時にまた資源保持についてのソ連の考え方、将来漁業協定を結ぶ場合の資源保持に対するソ連の考え方についてのまず当初案、第一回の意思表示をしてきておられる。こゝういふふうに私は解釈をいたしております。従つてこのたびの問題の取り上げ方が、全体の問題を離れて単にこの資源的な問題としての話し合いというふうに出てきておられますが、私はソ連の基本的な考え方というものは、それはないと思つておられます。従つて、やはり日ソ交渉の全般についても関連をいたしておりますので、われわれはできるだけすみやかにこれを妥結する方向に最大限の考慮を早くお払いいただきたいということを特に熱望いたしておりますわけでございます。会談が始まりました。交渉の前途は必ずしも樂觀を許さないものがたくさんあると思つておられます。甘く見てはならぬと考へておられますので、どうぞ一つこの会談によりまして、われわれの考へ

ております安全操業を解決し、また北洋漁業の両国の平和共存というものが確立をし、そうしてこの会談をきつかけにして、全局的に日ソ交渉というものが望ましい方向に早く解決するように行きます契機になりますようにお願いをいたしたいと思つておられます。次でございまして。詳細の数字的な説明については、ほかに参考人の方もおられますので、私といたしましてはそれは省略をいたしまして、以上簡単に意見を述べさせていただきます次第でございます。

本年度の私どもの母船業者の計画はアリューシャン海域及びオホーツク海域で十九の船団をもつてサケ、マスを約一億尾漁獲しようということでありまして。この漁獲数量は、ソ連が公表いたしました資源減滅の脅威になるような漁獲量だとは私どもは考へておらないのであります。それは戦前日本側が母船漁業、北千島根拠の漁業、それに日ソ漁業条約に基く条約漁業、この三つを合せて毎年一億五、六千万尾のサケを漁獲しておりましたけれども、その間何ら資源の消耗を來たすような現象を見なかつたのであります。から、ソ連が沿岸で膨大な漁獲をしない限りは、一億尾日本側が漁獲いたしましても、資源の枯渇を來たすようなこととはないものだらうと私どもは考へておるのであります。ソ連が大平洋及びオホーツク海のある広大な海域で、漁獲制限量を二千五百万尾、五十万ツェントネルというよう小さな規制を行おうとするに、私は、私は首肯しがたい点があるのであります。またソ連の公表の中に、ソ連のみがサケ、マス資源の保護維持に努力しているのかとくに公表されておりますけれども、日本におきまして、多額の巨費を投じて本州及び北海道に合せて約百三十数カ所のサケ、マス人工孵化場がございまして、昭和二十八年、二十九年、三十年の三年間の平均でも一カ年に平均約三億二千万尾のサケ、マスの稚魚を放流しているものであります。また漁獲方面につきましても、許可漁船の定数を政府において決定したり、遼河漁獲の保護培養、あるいは水産資源の調査などにつきましては、いろいろの

法令が設けられて、これは実施されておるのであります。日本もサケ、マス、資源維持には多大な努力をしておられるのであります。このようなことにつきましても、制限の具体的な方法、資源維持の方法、あるいは調査の方法などは、これは一面的な公表のみによって行おうとしても、真の目的は達せられないのであります。関係両国あるいは関係国間で十分協議検討をして万全の措置を講ずるのが最もよい方法であり、また円満な解決の道が見出せるものと私もは考えておるわけであります。

御存じの通り、北洋サケ、マスの漁業の日本全水産業に対する比重は非常に大きなものであります。本年の計画からみましても、先ほど申しました通り、漁獲量を約一億尾と計算しまして、われわれは母船におきましてこれを製品化し、カン詰におきましては約二百九十三万箱、金額にしましては約二百九十五億円、冷凍、塩蔵その他の副産物製品約五万三千トン、金額にいたしまして九十五億円、合せて金額にいたしまして約三百億円の生産を上げようとして計画しております。この製品のうちカン詰は約二百五十万箱、金額にいたしまして百七十五億円を輸出に向ける計画をしております。残りのカン詰約四十三万箱と塩蔵その他の製品五万三千トンは、蛋白質としまして国内消費に当てられる予定をしておるわけであります。このことから考えますと、北洋のサケ、マス漁業は国際収支の面からまた国民健康保持の面からも、日本にとってまことに重要な産業であるばかりでなく、他面におきまして、またこの生産に、産業に直接従事して家計を

立てておる従業員の数は約二万四千人でございまして、それとさらに本事業に関連する資材その他の諸産業に従業する人たちが、これにこれら従業員たちの家族を含めるとなれば、この事業によって生計の道を立てておられる方々の数は数十万をもつて数えることができると思ふのであります。このような重要な産業の盛衰は、わが国の経済及び民生に非常に大きな影響があるものと考えてるのであります。かような観点から本事業が日本の産業として重視されてよい価値のものだと信じておるわけであります。

なお本年度の計画に基きまして、現在整備しております十九船団の固定設備として、主としてこれは船船であり、母船は約十九隻でありまして、この総トン数が約十三万九千トンでございまして、価格にいたしまして約百三十一億円以上に相当すると思ひます。これはなおそのほかに調査船八十八隻、総トン数にいたしまして約九千四百トン、価格にいたしまして二十八億四千万円くらいに考えられると思ひます。母船側ではありますが、このほかに独航船五百隻ございまして、この総トン数は約三万五千五百トンと相なりまします。それを金額にしてみますと、これには底びきの権利放棄をもその船舶を考へますならば、約百十六億三千万円くらいに相なりまして、直接この事業に参加する母船及び漁船の総数は六百七隻、その総トン数は十八万三千九百トン、金額にいたしまして二百七十五億九千万円くらいに上る巨額な投資をしてゐるわけであります。

以上のほかに漁網、漁具、空カンその他の所要資材は本年すでに全部注文済みでございまして、また従業員二万四千人の雇用契約も全部完了しており、契約金の前渡し金の支払い、あるいはこれら資材のすでに支払った金額なども非常に多額に上つておるのであります。すでに準備はでき上りまして、われわれ業者としては何としても本年は事業計画通り遂行しなければならぬ段階に立ち至つてゐる状態であるのであります。

このような状態にあつて、このたび先日のソ連の公表があつたのであります。われわれも深刻に困惑を感じたのであります。幸いにいたしまして、ソ連からロンドンの国交回復交渉と切り離して、新しい両国の代表によつてモスクワで漁業協定締結の交渉が開かれることに相なり、日本の代表団も明日中には決定されるようでありまして、この点われわれ前途にやや明るい希望を持ち始めたわけでありまして、何分にも北洋サケ、マスの漁期は切迫しておるのであります。今月の二十八日にはアリューシャン海域に十二船団の母船隊を出漁させる計画をしており、準備はすでに完了しております。引き続きまして五月の十五日には七船団の船隊をオホーツク海域に出漁させることにいたしまして、この準備も八、九分通りは完了してゐるのであります。もしこのモスクワ交渉がその漁期までにわれわれが安心して出漁ができないようなことになりましますならば、その影響はわれわれ業者のみならず、あらゆる関連の部門に大きな悪い影響を与えることとなるのであります。私どもは一日も早くモスクワの交渉を始められ、われわれの出漁までには安全感を持って出漁し得るように日本の政府及び代表にお願ひしたいと考えておる次第でございまして、もちろん交渉の前途はそう簡単に参らぬといふことは覚悟しております。けれども、できるならば基本的漁業協定ともなれば本年度の出漁を安全にするための取りきめも急いでまゝとめていただきたという急願をしておるわけでございます。

以上をもつて母船側の考え方を申し上げた次第でございまして、ありがとうございます。○理事(戸叶武君) 次に独航船関係の北洋漁業協同組合長青木貞治君。○参考人(青木貞治君) 私は青木と申します。北海道の独航船の船主であり、独航船の固まりの団体である北海道漁業協同組合の組合長であります。北洋のサケ、マス漁業につきましては、当国会におかれまして非常なる御関心を持たれ、果敢重要な御会議を催されまして、私もこの漁業の一端に携わらる者として、常に感謝を申し上げておるのであります。ただいま藤田さん、小林さんの両参考人からお話がありまして、ほとんど言い尽されておりますが、いささか私も独航船の立場におきまします見方というものを補足的に申し上げて御参考にお供したいと考へます。

この北洋漁業につきましては御認識を深めていただきたことは、日本の水産業においてこの北洋漁業は水産業中一番大事な事業であるといふことなのであります。下関、長崎等におきまします以西底びき網漁業は一つの遠洋漁業、その次に三崎、清水、焼津等を根拠とするところの太平洋、インド洋のマダロ漁業、これが第二の遠洋漁業、第三には南極の捕鯨漁業とこうなつておりますが、この四番目の北洋漁業なるものはこの四つの中の第一に位置するものと考えております。ただいま母船側からお話がありましたので、その母船式漁業の形態なるものの全貌を御承知であります。独航船側から申し上げます一つの特質とでも申し上げますが、これについて申し上げますが、まず分布状態、母船、調査船等約六百隻のこの船主、経営者、従業員この分布がどうなつておるか申しますと、この漁業家は石川県から始まりまして富山県、新潟県、山形、秋田等、それから太平洋方面は千葉、茨城、福島、宮城、岩手、青森に至り北海道を含めまして、実に関東以北の全日本の半分の地域にわたつて、経営者、船主、従業員がこの北洋漁船で生計を営んでおることなのであります。これがいよいよ四月二十八日を期しまして函館に集まりまして、函館から一斉に十二船団、その付属するところの三百十五隻というものが出帆する準備を整えて、私どもは勇躍出帆することになつておつたのであります。はからずも三月二十一日のあのソ連の声明がありまして、われわれ一同全く暗やみに突き落されたごく感ぜられて、それぞれの各県の漁民大会、また北海道各地の漁民大会、ひいては東京における漁民大会というものを催しまして、昨日も総理大臣閣下に陳情申し上げた次第であります。ソ連の言うごとく、かの東経百七十度二十五分の線から西の方においては外国の漁師は二千五百万尾以上とってはならぬ、とることを制限

するといふ聲明通りわれわれが守らなければならぬものとしするならば、一体いかなる影響があるかといふことが重大な事柄であります。昨年東アリューシャン沖合におきまして、独航船一その漁獲数量は、平均して約十五万尾となつております。その十五万尾でも二千万五百万を割りますと百六十六万という数が出て参りますので、本年予定の出漁船五百隻からそれを引きますと、残り三百三十四万というものが余つて、結局漁獲できない、全休もしくは全廃ということになりざるを得ないのであります。かりに全船五百隻が出漁しまして、途中で二千五百万尾になつたからお前たち帰れと、こういうようなことになりますとすると、予定の収穫の二割か二割五分でも切上げて、独航船もまた母船も大きな赤字をしようとして泣く泣く帰らざるを得ないという様な事態に當面することになります。私もあの聲明を聞いて非常に憂慮にたえず、あらゆる運動を起しましたわけですが、幸いに昨日来河野大臣が全權として、代表として行かれるということとでまず一応の胸をなでおろしました。いかうなることに進みますか知りませんが、切にこの日ソ漁業交渉の成立することを期待して念願してやみません。この際私一個と申しますか、組合全体の考えではありませんが、資源愛護といふことについて一体何らかの考え、あるいはまたソ連のこの制限措置について何かいい論議の根拠はないのかといふことが大事なことと考えますが、ソ連の言ふところの、自分の国に上つてきて産卵する大事な資源は愛護しなければならぬ、沖でとるところ

の日本人も協力せよといふことは、これは藤田さんまた小林さんのお話の通り、私も愛護のことについての協力については実に何らの協力を惜しむものではないと思つてゐます。現に私も北海道におけるサケ、マス養殖事業に大いに協力すべしとして、われわれの組合費の実に一割に及ぶ金額を寄付してその事業を助けておるようなわけでありまして、全くこの資源愛護については全面的な協力を惜しまないものである。ただソビエトなるものが自分の川に上るのであるから、自分のところはずなればとつてもよろしいのだ、沖でとるところはまかりならぬのだ。なんぼとつてもよろしいといふことではないでしょうが、とにかく領海内においては漁獲は制限しない、沖合の方だけ制限するといふことについては大なる不満を抱くものであります。私はこの太平洋、オホーツク海におけるサケの回遊は、一つの大きな牧場であると考えてゐるものであります。サケは五カ年でもって成魚となつて川に上つて産卵するのであります。最初の半年、一年はわゆるソビエトの領海、あるいは千島列島、あるいは北海道の川等で育ちますが、あとの四年は海洋で遊泳して索餌をして成長するのであります。その牧場の管理者はわれわれ日本人であるといつて過言でないと考えてゐるもので、もし資源を育て上げた魚をお互に分けようではないかといふならば、ソビエトはむしろその五年間のうちの一年分をとつて満足すべきでないかと考へるのであります。少々勝手な議論かもしれませんが、一説としてお聞き取りを願ひたいのであります。

それからソビエトはわれわれ日本の漁師がむやみにとり過ぎるということばかり言つておられますが、このサケ、マスの外敵を取り除くということについては、知つてか知らずか、知らぬ顔をしておる点があるのではありません。それはアリューシャン列島、コマンドルスキー諸島、それから千島列島、樺太の海狗島にオットセイ、アザラシ、海馬といふようなものが最近では四百万頭もの大群が生息してゐる、繁殖しておるといふことではあります。これは一体サケ、マスについて何らの外敵ではないかといふ觀察をしてゐるのであります。さういふことがよく私は動物学者であります。さういふから、一体海狗が一年にサケ、マス類を何匹食ふかといふことは私はこれをきわめておりません。しかしながら、その四百万頭がかりに一日に半匹のサケ、マス類を食ひ殺すのであります。ならば、一日に二百万尾、十日で二千万尾、百日で実に二億尾といふものを食ひ殺すといふことになるのであります。もとより一年中サケ、マスばかり食つておるわけではありませんが、日本人にわずかに二千万尾尾しかとることを許さぬ、そういう海狗の大群には二億尾も食つてよろしいといふことはあり得ないと思へるのであります。この日ソ漁業交渉に當りましては、切にさういふことも大いに論議の種にしたいと思へるのであります。

先ほど北陸、東北、北海道の一万数千名の漁師がこの独航船の経営者であり乗組員であると申しましたが、すでに御案内のごとく、日本内地、北海道もさうであります。漁業者は実に生活上の苦難の境地に陥つております。そのところに、このたよりにしておりますところの北洋漁業に大制限を受けて、ソビエトのいうごとく、北洋の利益に均霑できぬといふようなことが万一にも起りますならば、いわゆる関東以北の漁民の生計はまことに哀れな事態に陥ると考へます。どうか諸先生におかれましてはこの点をよく深刻にお考え下さいまして、われわれ独航船北洋漁民のために御協力あらむことを切にお願い申し上げます。

○理事（戸叶武君） 以上で一通り参考人の御意見を伺つたのであります。これが、これに対して御質疑の向きは順次御質疑を願ひます。

○千田正君 この問題は御三人からいろいろ伺ひましたが、すでに当委員会としまして、当初からお互いに慎重に研究しておつたところであります。それですでに新聞紙や何かにおいて発表もされておりますから大体のことはわれわれも知つておるのですが、ただ私はこの際、漁業を實際に営む方々の心がまえをはつきり聞いておきたい。ことにきのうから立場がだいぶ變つてきておる。たとへて言へば、今度は河野農林大臣が全權あるいは特使か知らぬけれども、日本政府を代表してソ連側と交渉する、たゞいま非常に希望が明るいようになつたといふお話であります。確かに窓はあけられるのであります。さう簡単な問題ではない。そこで藤田さんにお伺ひします。かつてわれわれは四年前、あなたは当時の水産庁長官として日米カナダの条約に關しまして大いに御奮闘なされた。私も當参議院の方からオブザーヴァーとして出席した一人でありました。その当時マッカーサー・ラインが撤去されて、その後にはアメリカ及びカナダからあのような制限を受けなければならなかつた。もちろん駐留軍その他がいつた当時の一つの強力なる外国の勢力のもとにわれわれとしては屈服しなければならぬ状況のもとに日米カナダ条約といふものは結ばれたけれども、あれは、日米条約及び日米協定のいわゆるはしりとして、一番最初の条約として日米カナダ条約が結ばれたのであります。が、今度も非常にわれわれの危惧することは、日ソ条約がこの漁業協定を一つの前提として結ばれるかどうかといふところに大きな観点があらうと思つてあります。そこで私はソ連側の考えはさう簡単じゃない。われわれは甘く考へてはならないと思ふのは、新聞紙上にも発表してあります通り、この制限措置は協定締結後でなければやらない、こゝういふことをソ連側は言つておるのであります。各新聞で御承知の通り、魚族保護と海難船舶の処理についての交渉をソ連側が同意しておる。さうしてこの問題はモスクワから東京においてやろう、ただし北洋海域における漁業制限措置などについてはこの協定締結後においてでなければその措置を講じない、ここに私は重大なポイントがあると思つてあります。協定後でなければ制限措置を講じないとするならば、協定そのものが数カ月われわれは要すると思ふ。これはあなたも私もかつてアメリカ、カナダを向うに回して、お互いに日本の水産のために働いた当時から考へまして、相対日本側に了解を持つておつたアメリカ、カナダさえも二カ月もわれわれは要してようやくとにかく妥協点に到達したといふ過去のことから考へ

まして、ソ連側はこの漁業条約を切り離してかりにやるとしても、そう簡単には私はこの協約はできないのじゃないか、私はそう考えるのです。ところが、一方においては漁船は明日からでも出航しなければならぬ実情にある。そこで一体これは今後河野さんや、藤田さんともいっしょにやろうとありますが、日ソ交渉とは切り離して、その事前の処置としての漁業協定をやらせるのだという御意思でありますか、お考えでありますかどうですか。その点は藤田さんにお伺いしたいと思います。

○参考人(藤田君) 今の千田先生の御質問は、会談に臨む政府の御方針に關係するように思っていますので、私もその会談に顧問として行くとか行かぬという問題もございまして、まだこれも正式に決定されたわけでもございせんので、やはりどういう方針で臨むかという御質問に對しては、ちよつと私からは意見をこの際申し述べることが差し控えておきたいと思ひます。

○千田正吾 それでは藤田さんにお伺いしますが、おそらく何らかの制限を何う側は待ち出してくる。で、日本の漁業界としては、かりにそういう制限はのみ込みないとするならば、このまま出漁を続行するというようにお考えになっておるかどうか。それは制限にもよるでしょうが、納得のいかなう出るのだと、こういうお考えでしようか。これは藤田さんからもそれから小林さんからもお伺いしたいと思ひます。青木さんにもお伺いしたいと思ひ

ます。

○参考人(藤田君) われわれ業界といたしましては、政府を御信頼して既定方針通り、せつかくもう準備の整っておりまして、本年の漁期もやはり平和裡に操業をいたしたきたいと、こういうことを念願してあるわけなんです。でありますからして、政府が行つちいかぬと、こういうふうな特別の御指示があれば、これはまたそのときの問題でございましてけれども、そういうふうな御指示のない限り、われわれとしてはあくまでも政府を信頼して既定方針によって出漁をしたい、こういうふうな考えでおります。ただ交渉のこととでございまして、おそろく話し合ひがつかないで漁場に行つたときには、これはいろいろのトラブルが起るでせう、こういうふうな思ひます。ですから、一方交渉が開けておるわけとでございまして、やはり話し合ひということによつて、やほり互に相互に理解を深め、そして相互に納得する形で話し合ひがまとまつて、そうして無事に出るというふうなことを期待してあるわけであり

○千田正吾 その無事に出るというのは、私は無事には絶対出られないという観念のもとに立てておる。これは理論の相違としましてです。一つの制限は必ず加えられる。その加えられた場合には、それをいゆる政府がかりに今度は河野さんが行つて、ある程度の妥協点が出てきて、その妥協点そのものが、皆さんが十九隻の船団を組んで五百艘の独航船が行くと、これにあら程度の制限が加えられる。おそろく加えられますよ、これは。加えられた

場合に、先ほど小林さんがおっしゃつた、いわゆるすでに準備をしておるところのそうした損害その他に對しては、あなた方はこれはもうやむを得ない、国はそういう方針で定めたのだから、この損害はわれわれが負担するのだという心がまえができてゐるかどうか、その点はどうなんですか。

○参考人(小林一郎君) そういう点につきましては、私も現在の考え方、これは根本的に政府の許可を得ての漁業でありますので、政府が許可されて許可証をいただいて、出航をしてもよろしいというときには、モスクワの交渉の進展いかんにかかわらず出漁するつもりであります。政府が出航しては相ならぬと差しとめられる、あるいは出漁中の状態によつて事業の中止を命ぜられるとかというふうな場合が起きました場合には、われわれはこの損害について別途に考えていかなければならぬというふうな気持を持っておるものでありますけれども、今はまだその段階に立ち至つていないというふうな考えでおるわけであり

○秋山俊一君 関連して……。ただいまの千田委員の質問に關連しておるのですが、先日新聞で拝見したのでございませうけれども、この出漁に對しては業界としては自衛の方法をとつても出漁したい、こういうふうなことが新聞紙上に見えておりました。業界といふのはどういふこととあります。その自衛によつて、この事業がかりに相当の制限を受けてもその自衛方針によつていけばある程度の仕事ができる、こういうふうなお見込でありますか。これは私は新聞で拝見したのであつて

真偽はよくわかりませんが、たしか藤田さんの御発表はなかなか新聞紙上では拝見したのですが、その点はいかがですか。

○参考人(藤田君) 私はこれまでにそういうふうなことは発表をいたしておりません。もちろん話し合ひでございませうが、交渉に際するといふことは、双方とも自分の言うことを一方的に言うだけであつてまづめる態度で行くだけであつて話し合ひしようといふことは、お互いに話し合ひしようといふ方の理解を深め、また納得し合うところは双方が納得し合う、こういうふうな態度でわれわれは考えておるわけとでございませう。またその話し合ひの結果、いろいろの日本の北洋漁業の出漁についての制限的な問題に觸れることも出ていこうかと考えております。われわれといたしましてはいろいろの場合を想定して考えてはおりますけれども、これは正式にまだ業界としては決定をいたしておりません。具体的にどうするにしようかといふことは決定をいたしておりませんし、それからまたそういうふうなことに對してはやはり交渉上に関係をいたすこととでございませうからして、これから始まる交渉を控えて、私もといたしましてはあまり具体的に意見を發表いたしませんことは、控えておきたいと思ひます。

○秋山俊一君 私もさうやって考えておるものであります。今これから交渉が始まるとうきに、自分の方はこういうふうな自衛の方針で行くんだといふことをあまり先づいて發表することは、果して得策であるかどうかといふことに多分の私も懸念を

持つておつたわけでありまして、たまにその新聞を見たときに私にはある程度の驚きを感じたわけでありませうが、そういう御趣旨でもって御発表になつたわけでもなく、まあどういふ方面からそういうことが出たかわかりませんが、業界において今後ともいろいろと御相談がしばしば繰り返されると思ひますけれども、この点は交渉を始める前、あるいは交渉中においてもよほど慎重にお取扱ひにならないといふと、交渉する立場の者も非常に困りになりますし、それが必ずしも日本側の利益になるとも思ひない節がありますので、私はその点を伺つたわけでありませうが、そういう御趣旨であるならば、今後かような御相談は發表しておもしろくないといふものは十分警戒をして御相談をしていただきたいと思ひます。

○参考人(青木貞治君) 独航船側の意氣込みについてお聞き取りを願ひたいと思つております。三月二十一日のソ連の発表後、非常に母船側もわれわれ独航船側も気分としては大いに動揺しました。しかしながら先ほど来申し上げました通り、日本の第一番のこの水産業、北洋サケ、マス漁業といふものを守るためには、われわれ独航船は断固としていかなる障害をも排して出漁すべきであるという決心を固めて、よしんば母船側が非常な損害を予想されるのでしり込みされるというふうなことであるとしても、独航船は出ようじやないかと奮起して、万難を排して出漁しようじやないかというふうな決意を固めて、それを母船側に通じました。今日なおその意思は強固として保持しております。であります

の零細の漁業もこれは出てはおりますけれども、制限区域内には操業いたしませんけれども、まあわれわれの観測といたしましては、すべてのものにそう

か、これは若干いろいろ疑問があるわけでありませう。でありますから、われわれといたしましてはとりあえず最も懸念されることの母船式漁業形態、これをどうするかということに主眼を置いて現在研究しておるわけでありませう。もちろんほかの方も忘れておるわけではございませんけれども、そういうような問題についても、やはりわれわれといたしましては、あくまで正しいと考えておる方向については、これはあくまでもそれが実行できるように安全操業を確保してもらいたい、こういうふうな考えておるわけでありませう。

○参考人(青木貞治君) 独航船側の立場から、ただいまの千田先生のお話に關連しまして、結局万々一独航船が拿捕される、あるいは母船が拿捕されたような場合には莫大な損害が起るのだが、一体それらに対する会社もしくは船主、経営者等はいかなる覚悟を持っているかということでありまして、まずわれわれはこの出漁する決心をし直すにつぎまして、その損害に対する覚悟が定まらんで出ることにはできないのであります。幸いにも漁船の拿捕保険というのがあります、一応北洋もその恩典に浴することに、少くともわれわれ独航船に対してはただいまのところ有効と考えておりますので、これは週日岡井水産庁次長殿にも伺いしましたが、独航船が少々拿捕されてもその損害に対する船体の保険、ま

た従業員に対する給与——ある最低保障です、最低給与の点は保険制度がある、こういうような御答弁でありまして、私も独航船としては第一番にたよってあります点はそれであります。ただし母船のような大きな数の十億の資産が拿捕されたような場合の損害の補償が果して現在の拿捕保険に適用されるかどうか、それは私も理解が参っておりませんので、実は過日大日本水産会の委員会においてまことに差し出がましいと思いましたが、実は私も独航船のことでなくて母船の方が心配でたまりませんでしたから、えらい社長さん方がずらつと並んでおられた席上で、皆さんこれは母船が万が一の場合には非常に損害があります、これは今から一つ政府に対して損害の補償を要望されてはどうかで、かくも申し出しました。というのは、とにかく母船はわれわれの母親みたいなものですから、何とか母船の事業の安泰ということをお願いがうあまりにその発言となりまして、しかしそれはわれわれ独航船主の手の届くところではありませぬので、どうか諸先生方におかれましては、その点安んじて出漁できるような点に御協力願うことを希望いたします。

○理事(戸叶武君) 以上で参考人に対する質疑は終了であります、次いで政府当局に対する御質疑の向きは順次御質疑を願います。
なお、ただいま政府からの出席者は水産庁次長の岡井正男君、外務参事官法眼晋作君であります。
○千田正君 この問題はさつきも申し上げました通り、われわれ委員会では何回も当初北洋に船団を組んで行く場合においても政府にただし、漸次増強してきた今日においても、この面に対して心配はないかというのを幾たびもわれわれは農林大臣及び水産庁長官にただしているのではありませんか。いろいろな制限がいわゆる公海の上に加えられてきている、各国から。そうして日本のいわゆる領土でもない。日本人がもう土地という土地はわずか四つの島に閉じ込められてしまつた。海以外に日本民族が活躍するところがないのだ。その海さえも李承晩ラインであるとか、あるいは日米カナダ条約であるとか、あるいはビキニの爆弾の実験のための制限であるとか、こういうふうにだんだん狭められてくる。これに対して将来の日本の原始産業であり、また生産の大宗であるところの水産業というものの育成ということとを考えた場合には、簡単にいって、それだからいというわけにはいかぬだろうというわけでも、私たちは何回もこれに対して忠告もしたし、政府側の慎重な態度を要請したのだが、ついに今日に至つたわけですね。
そこで今度は、大きな問題は二つあると思ひます。さつき私が言いました通り、必ずこれは漁業問題だけを切り離してそのみを考えておるのではなく、外務当局の法眼さんにも伺ひます、一つの日ソ交渉としての問題が必ずこの背後にある、これと見合ひのもとの漁業交渉というものが今度あなた方が行った場合に行われるとき、日本側が不利だと思へば断固これを拒否しなければならぬ場合もあるかもしれぬ。そういう場合においては拿捕を覚悟で各船団が参ります。そうすると今

のような損害が起きます。それからかりに何らかの形において妥結したとしても、私は今日日本が考えておるような全部の船団が行けるような立場には、そう簡単には相なるまいと思ひます。しかも出漁が明日に迫つておる今日ですから、モスコウで話し合ひを始めたときから、もう出漁をしていかなければならぬ立場にあるのだが、その途中において、話がついたのだからこの程度でストップするのだという場合における損害等に対しては一体政府がそれに対する補償等のことを考えておるのかどうか。これは岡井さんにお伺ひしたい。
それから法眼さんには、日ソ交渉と漁業協定というものは切り離して行かうか、私はその背後には必ず日ソ交渉というものが本交渉というものはくっついてくる。そういう場合においてかりに今度の交渉が妥結されたといつても、これは本交渉に持つていかれると思ひます。その観点を持っておきたいということ、水産庁に対しては、かりに話し合ひがつかない場合には強硬に出漁するかどうか、出漁したときの損害はどうなるのだ、あるいは妥結してもある制限は受けて、それに対して出漁制限をしなくならなかつた場合においては、その制限せられた部門に対するところの補償は一体政府がやるのか、それとも準備した上でやむなくそれは損害なのだということであれるのか、考えはしないのか、この点について外務当局と水産当局から所信のほどを承つておきたいと思ひます。
○政府委員(法眼晋作君) 私に対する

御質問の分についてお答えいたします。
この問題は御承知のごとく、ロンドンにおきまして日ソ交渉が継続中であり、それが御承知のごとく三月二十日に一応領土問題、その他の問題を残して他の問題について話がきまつた。がしかし、領土問題についてはなかなか話がきまつたので、一応今日のようになつたのは御承知の通りであります。ところがソ連側はそれに次いで三月二十一日にあつた一方向的決定を發表したということも御承知の通りであります。そこで日本政府は松本全權に訓令をいたしまして、このソ連の決定は一方的な行為であつて、日本としては主權上承服できないのである、しかしながら日本としては實際的解決方法を考えるにはやぶさかではないのだ、そこで漁業資源を保護する措置その他については話をしよう、という趣意を申し上げたのでございまして、それは二十二日、二十三日の両日にわたつて松本全權から先方に日本の主張を申し入れました。これに對しまして、この九日にソ連側からマリク全權が、西大使に對しまして日本側の申し出を了承した、そこで日本側の申し出をおるよう、漁業資源の保護と保持とそれから海難救助の場合に關する協定を結ぶ話し合ひをすることに同意をする、右の協定の話し合ひをしようじゃないか、ということをお願いしてきたわけでありまして、
そこで問題は、この漁業の問題の漁業資源の保護と海難救助に關する協定を作るといふのが今回やがて開始されるべき話し合ひの実は内容でございまして、それについて話を始めるといふこ

とに御了解を願ひたいと思ひるのでございます。
そこで、それが全般の問題といふかなる關係を持つたかといふことは、これは今いろいろと場合を予定して議論をするといふことは、私はここでは避けさせていただきたいと思ひます。これは当面の問題といたしまして漁業の問題に關する話をしようといふ場合でございしますから、それがそれ以外に何かあるのじゃないかといふことを質問されました、これは私としては、今回の話し合ひは漁業資源の保持と海難救助に關する協定であるといふ日ソ間の合意が成立したことをそのまゝここで話をしようといふ以外にはないわけでございます。
○千田正君 そうならば、今の法眼さんからのお話は、日ソ交渉の本格的な問題は触れたくない、その点もよくわかりました。それならば向うが言うてきておるところの漁業資源の保護、かりに漁業資源の保護ということだけをとりえて言ひました、今までのような状態では出漁可能であるかどうか、私は制限は必ずあると思ひます。漁業資源保護という名前を彼らは打ち出してきておる以上は、漁業資源保護といふものに關する事項を打ち出してきておると思ひますが、そうなるかと私は制限といふものは必ずついてくると思ひますが、そういう考えは起きませんか。
○政府委員(法眼晋作君) お答えいたします。今回のモスコウで開始されるべき話し合ひにおきましては、今まで申し上げました通り、漁業資源の保護とそれから海難救助の協定ということに目的がはっきりいたしておるわけでございます。さて、しからば漁業資源

を保持するという点はいかなることかという点でございます。これはいろいろなことが考えられるわけでございまして、それらのことにつきましてもいろいろな準備をいたしておるわけでございまして、これも先方と話し合ひをしてみなければなりません。日本は案はございまして、先方と話し合ひを進んでいく前に、この際その内容の範囲はこうであるという事は、日本としては一方的には申せないことでございまして、この点も今後の交渉と相俟ってだんだん判明いたす問題であらうと御了解をお願いしたいと思います。

○千田正男 此の問題につきましても、昨年イタリヤのローマにおいて、国際漁業資源保護会議において各国の学者が参會してお互いに議論を戦わしたときに、ソ連と、日本の水産庁から朝永君が行きましたが、その間に対立があつたわけですが、これは御承知だろふと思うのです。ソ連の主張はあくまでも日本のサケ、マス漁業に対しては制限を加えよう、これはソ連が一致した意見をもつて今でも堅持している。だからこそわれわれに対して侮辱的な言葉です。北洋のサケ、マスを公海において略奪する漁業をやっているのは日本だ、こういうことをこの間向うの政府は発表しているしやありませんか。だから資源の保護という名前を打ち出してきた以上は、必ずこの問題は出てくる。だから資源保護に対する制限というものを向うから打ち出された場合は、けつしてでもこつちがやるという覚悟があれば、その損害をどこが背負うのだというのを、これは水産庁に承わっておきたい。必ず出てく

る。これはローマの論説を見ても、今ワシントンにおいてやられておるところのラッコ、オットセイの会議においてさえもこの問題は起きてきているのですから、だから当然ソ連側としては資源保護という名をかりて日本の漁業の制限というものを必ず出す、私はそういう観点に立っている。そういう場合には皆さんが行つての問題であるが、これに何らかの制限を受諾して妥結しなければならぬ場合、あるいは受諾しなくて帰つて、日本は日本の独自の立場でやるのだという場合における損害はだれが背負うのだというのをわれわれは考えたい。それはわれわれとしては真剣に考えなければならぬのです。この問題はだれでもないので、被害者というものは漁民なのだから、漁業者であるのだから、同時に日本の産業というものは一体打撃をこうむることを考えた場合には、われわれは簡単にそれを行つてはいかぬ、勝手に行つていこうといふわけにはいかぬのです。いやしくも国民の代表として水産委員会がある以上は、われわれは真剣にこれは考えなければならぬ。そこで水産庁の立場をはつきりしておいてもらいたいというのは、そういう損害をこうむつた場合には、これは政府がそれを補償するんだ、だからお前たちは断固として行けと、こういう元気でやつてゐるのか、その辺の水産庁の、政府としての心がまえを聞きたいのですが、どうですか。

○政府委員(岡井正男君) まことに悪い時期でございます。政府代表がやがて二十日前後にはお立ちにならうと思ひますし、ソ連の情報はわれわれとしても入手するのに非常に困難でございます。一方日本の方では、いろいろ新聞などでもまたこの問題を大きく取り上げられて論議されておる。それは逐一ソ連の方ではキヤッチしていることと思ひます。従ひまして、おしかりをこうむるかもしれないませんが、具体的にお答えしにくい分はお許しをいただきたいと存じます。

ただ、簡単に申し上げますならば、操業当初における従来の各船団及び独航船の主たる漁場は、ソ連において関心をあまり持たない漁場で操業することに相なります。従つて、漁場の後期において最悪の場合には操業する必要はない、かように思つております。また時期が進みましても、ちょうどそのころはおそらくわれわれの信頼する代表がモスコでいろいろ話し合つていく段階とマツチいたしますので、そちらの情報をしながら最善の措置をするようにしたいと思ひますが、小型の独航船の方の分につきましては、あに今日のこの事態に処するといふのはございせんが、対中関係、あるいは対韓国関係というような漁場紛争の際にとりました特殊保険制度が今もなおかつこれにも適用されますので、船並びに乗組員はある程度その方でもまあカバーできるといふように考えております。その他の問題につきましては、一つ何とぞお許しのほどをいただきますと思ひます。

○千田正男 これはまあ非常に私はその点において心配しておるの、ソ連のプラウダ紙の発表や、あるいはチモシエンコ漁業次官がソ連側で勝手なことを言つていますが、その内情を調査してみても、去年のローマの学会に

おいての論争からしましても、向うはあくまでこれを貫こうとする考えを持つています。しかし、日本側が去年は朝永君ががんばつて、ベニザケだけはとにかくある程度の制限をせざるを得ないといふところまで話し合ひが、一応学会としての論点がその結論まできてゐるんだけれども、今度の問題だつてあるいはその辺くらいまで突き進んでくるでしょう。だから私は全然制限なしで野放しで、漁業は今考へてゐるうちに十九船団が堂々とやつていくという段階は、私は杞憂かもしれないけれども、非常に心配しているんです。とにかくそういう場合には漁業者の人たちの損害というものは膨大なものである、これを漁業者の自己負担にさせるわけにはいかぬ。政府はそれだけの覚悟を持つて今度のまあ代表が行くにしても、いざという場合は全部丸がくえでも考へてやるんだという覚悟を持つて行つていただきたいといふことを要望して、私の質問は打ち切ります。

○青山正一君 これはお答えになられなければ、そのままけつこうでございしますが、お答えになることができないならば一つその点お答えを願ひたいと思ひますが、現状においてはソ連なりカナダに非常にたかればなしの状態であります。で、政府として、今度のような場合、かりにソ連の言ひ分がそのまま通り、日本の船がソ連の許可を受けるものとは日本政府ではなくソ連政府であると解釈できるんじゃないかと、そういうふうにも考へられるわけなんです、それに対するお答えはいかがですか。

○政府委員(法眼晋作君) お答えいたします。ソ連が今回ああいふ決定を発表したことは、あくまでも一方的でございます。公海の部分に一方的に線を引いて、その中に出漁するためには特定国の許可を受けるといふことは、これはとうてい私どもとしては容認できないところでございます。従ひまして、さような観点からこの問題を見ていかなければならぬと、かように考へるのでございます。

○青山正一君 これは水産庁の次長にお伺ひしたいと思ひますが、これは専門的になるかもしれませんが、この漁族資源保護について私どもの解釈は、はるか昔上においてその漁獲したものを完全に処理することによつて、これは資源の保護ができるのではないかと、こういうふうな解釈しておるわけなんです。ところが、カナダでもソ連でも洋上は絶対に反対だと、こういうふうにおっしゃつておられますが、卵を産むために遡河する、たとえばカナダのフレイザー河などに遡河する魚類などを自分の国で十分にとつておつて、そういうふうな卵を産むために遡河する魚をむしろ資源保護すべきがほんとうであつて、洋上において完全に処理するために遡河する魚は、これはむしろ資源保護ではないかと、こういうふうな逆のことを考へておるのではありませんか、こゝういふことを日本政府としてはつきり反駁すべきだと、私はそういうふうな考へておりますが、その点水産庁の考へはいかがですか。

○政府委員(岡井正男君) ただいまの青山先生のお説は、われわれも同感でございます。ただこの場合に、相手国の方が常に言つておるのは量の問題で

ございますので、その点は、たとえば海上で捕獲される尾数が、最も集約されたいわゆる産卵のために河口へ集まっておる魚をとったその魚の尾数との比例がどうかと、資源保護上の……たとえば海上でとるもの二尾が河口でとる、あるいは川へ上るはなをとるとある場合には一尾に相当するかどうかという場合には一尾に相当するかどうかというような比例問題までは解決できておりません。しかし、抽象的に言うならば、青山先生のおっしゃった通りと存じております。

○青山正一君 それで、もう一、二点専門的なことをお聞きしたいと思いましたが、ソ連の言い分は、ソ連の声明なすったこのラインの中で、禁止するのではなく制限するというふうな言葉で使っているようにも見受けられるのであります。そのラインの中にあるのであります。その制限をいかなければよいのではないかと、こういうふうには考えますが、これに対する政府の見解はどうですか。

もう一点は、ソ連の制限魚種の中にサケ、マス類とこういうふうになっておりますが、これはソ連の統計を見ましても、今まで非常にベニザケばかりを対象にしておいて、白も多少は対象にしておりますが、マスなどはほとんどその対象にもしていないように考えておるのであります。ソ連の言い分ではサケ、マス類とこういうふうになっておりますが、たとえば西カムでとるマスなどは、これはちやうど外と考えてもよいのではないかと、こういうふうな気がしてしょうがないのですが、その点に對する御解釈はいかがですか。

○政府委員(法眼晋作君) 最初の点についてお答えいたします。元来公海の一

一定の地域に特定国が一方的に線を引いて、その中における各国国民の自由な漁撈を制限するということが、そのことが——その一方の措置そのことが非常に間違つたこととございます。かような観点からこの問題を把握していくべきでありまして、その制限が何尾であるかということは、それ以外の問題であるというふうには、本件は把握しなければならぬというふうには考えております。

○千田正君 関連して……。ただいまソ連の問題に対してはそういうお答えですが、僕はこれは外務大臣でないから、あなたに対してはなはだ失礼であるかもしれないが、心がまえを聞かしてもらいたい。私もいささかしらうとでありますけれども、国際法だけは多少研究しておるつもりであります。だから公海自由の原則からいえば、あくまでも日本のいわゆる独立自主権を主張して、そうしてやらなければならぬ。しかしながら今まで過去の日本の政府は、一体公海自由の原則を果して独立国家として貫いておるかどうか、その主権の主張を李承晩ラインしかりです、あなたの今おっしゃった一方的な制限である。さらに今度の原子爆弾、一昨年のビキニにおけるところのアメリカ側の制限も、これも一方的に公海に引いたラインである。また今度もやられる。それに対して堂々と今までのことを貫くだけの御意思が政府にあるとするならば、現在制限を加えられつある問題も、これは早期に解決されなければならぬ問題であると思ひますが、この際でありますから、あなた

の御主張がその通りであるならば、公海自由の原則を独立自主の外交のもと

にあくまでも貫くという信念を持ってやってもらいたいのですが、今までの分はどういうふうにかかっているのですか。

○政府委員(法眼晋作君) お答えいたします。公海自由の原則は日本の主義として始終一貫して主張して参つたところでありまして、御指摘の李承晩ラインの問題、並びにビキニの水爆実験に關する問題につきましまして、当委員会を合めて、あらゆる当国会の委員会において外務大臣その他関係官から御説明した通りでございます。何分にも公海自由の原則ということにつきましては、国連の国際法等の法典編纂委員会においてその部分的なことにつきまして、いろいろの案が出ておることは御承知の通りでございます。その中に日本としては承認できない幾多の問題を含んでおることは御承知の通りであります。公海自由の原則は始終一貫して主張しなければならぬということとは、これが日本の立場である、こういうことになっております。

○千田正君 だから、非常にりっぱな御答弁であるが今までのような李承晩のような一韓国の相手とするような問題ではない。今度の問題は、かつて日本との——現在もそうだが、日本の現政府が親善的な立場にあるアメリカとの交渉のような立場でもない。今度の場合はよほど腹をきめてかかっていただかないと、今までそういう立場である際も、どこまで主張したってさっぱり実績が一つも現われていないのですから、私はそれを心配するのです。よ。ほんとうに腰を入れていくのだったならば、今いわれる妥結をするのか、あるいは決裂かというところまでいくの

でしょうか、変なところでひるひよ

る話し合いをつけてこられると、こちらの参考人の人たちが心配しておるところの問題も出てくるし、国際紛争も出てくるでしょう。ですから今までのような弱腰でなく、真剣になってやってきていただきたい。そうしてまた今までの懸案になっているものを解決してもらいたい。そういうことを解決しなければ、あなた方幾ら公海自由の原則だとか、国際法はこうだと言つたって、実際にさっぱり押えられてい

るのでは話にならないじゃないか。これはわれわれは、あなたじゃなく、僕はもう大抵に言いたいのですが、幸い不幸か知らぬが、大臣の代理に今日法眼さんが来たから、しかも今度ソ連にいらつしやるというのだから、この際もう大いに日本をよって立つつもりで、自主独立の態度で現在の公海自由の原則をあくまでも貫くように、またそこには何らかの妥協点があるとするならば、考えてこなきゃならぬ立場におかれるのであります。今までのような韓国に侮辱されたアメリカのような賠償金も取れないような格好じゃだめだと、もう今から僕は苦言を呈しておきますから、どうぞしつかりしてやってきてもらいたい。

○青山正一君 ただいまのこの千田さんの意見があるからして、私は先ほどの二点のことをお聞きしたわけなんです。そこでもうあすに迫っておる母船です、独航船が一行行く、西カムへも行、東カムへも行くとした場合において、その解釈がライン内であつても——一応はそのあすに迫っておる考え方として、ライン内であつても制限する以上を越えなければ、操業しても差しつかえないというふうに私も

解釈しておるわけなんです。それに対する政府側の解釈はどうか、その点を一つ。

○政府委員(法眼晋作君) お答えいたします。誤解のないようにもう一度あらためて同じことを繰り返すわけでございますが、この一方的な特定国の措置というものは、国際法上承服できないことである。しかしながら他方、公海その他において魚族資源を保護するということは、万国共通の関心事でありますから、その観点からある話し合いに達して、双方合意の上で一定の漁業資源保護の措置をとる、そして漁業の遂行を支援ならしめるということは、きわめて至当なことであり、またこれは万人の認めなきやならぬところであらう、かような問題のよう

に解釈するわけでございます。

○政府委員(岡井正男君) 青山先生の後段の御質問でございますが、ソ連の言うサケ、マス類というのは、今のところはニュアンスとしては、たとえば向うが重点的にあるいはベニザケを重点的に考えているのかもしれないし、あるいは総体的にやはり重きを等しくして考えているのかもわからないし、その点はあれだけの発表ではこちらの方が推測するに不十分でございますので、今度の代表団にも専門家が随分つきま

すから、おそろしく向うの意向は折衝の間に十分に打診して、遺憾のないような一つ折衝をしていただくものと考えております。

○清澤俊英君 さつきちよと質問しかけましたが、これだけの船団を許可していかれるには、相当の自信を持っておられるところと思うが、それとともに、ソ連側が一方的な制限を加えてき

た、こういうので、ただいま外務省側の御意見だと、公海自由、漁業に対して一方的な問題であったのだと、こういうようなことになっておるのであります。何かこの間新聞を見ますと、新聞では、昨年からみると今年の船団の編成が非常にふえておる、それらに非常に一つの脅威を得てこういう

いう腹がまえはどこにあったのか。ただ公海自由だけできまっておったのですか、あるいは国際的に見てそういう紛争のあるということは問題に足らぬと、こうお考えになってそういうことをきめていかれたのであるか、私は非常に重要な問題だと思うのです。

○清浦傑英君　公開の問題でないとしても、そういう何かがあることはわかつてゐる。ほかの漁業でもやっぱり鯨なんかは南方漁場での捕獲に対して国際協定か何かあるように聞いております。こういうものは逐次こういう大量な何といえますか、機械漁業とでもいいますか、進歩した漁獲法をやつて

したら、日本の漁業というものは将来が非常に暗いことに相なりまするので、その点は今回のソ連の措置は当然で、予期はいたしておりませんでした。他国にもマグロその他も将来そういうことはあり得るかもしれませんが、われわれとしてはできる限り日本の漁業を進展せしむると、合法的に進展せし

○理事(戸叶武君) ただいまから委員会を開催いたします。

まず委員の変更について御報告いたします。東隆君にかわつて小林孝平君。

○理事(戸叶武君) 韓国ノリの件を議題にいたします。

なことも考えられるというような、他にそういう新聞も見たいような気がしますが、ただいまこう言つて今も千田君がいろいろ言われていることを聞きますと、もうすでに何かの制限が要求しられている、具体的にそういう問題が起きてゐるうわさも、うすうすわかるのじゃないか。そういうものに対して

〔政府要員（内井正男君）〕 先ほど外務省からお答えしたように、まず公海自由の原則は、日本としては従来からその意見通り突き出してきておるのであります。公海自由の原則に基きまして、公海において日本の船団をいかにほど許可するかという問題になりますると、漁業調整上さしつかえがないこと、資源上もその魚種について心配が

いふといふことになれば、公海などといえどもそのとり方によっては非常に各国の間に利害の得失が大きくなくてはくれば、こういう問題を当然国際的に考えていくことが私は正当な考え方だと思ふ。これは公海の自由があるのだから、公海で自由漁獲の権限があるのだからといって、そういうものがある程度公海であろうと何であろうと想像せられる

て、たまたまこういう問題が惹起せられたことは遺憾ではございますが、なるべく日本の漁業が阻止せられないような方向で話し合いをつけるということが最善の努力をいたすということが妥当であろうと、さように考えております。

○理事(戸叶武君) ちよつと速記をと

この件につきましては去る三月二十六日の委員会の議題となり、その際さしあたつては輸入停止期間中にかかわらず、政府において特定業者に対してのみ一部これを解除せられたその責任、並びにその結果ノリの価格の暴落を誘発するに至つたその損失補償、ひいては目下保税倉庫において未通関のノリの措置、並びに今後における韓国

十九船団に増してしまふ、これじやよほどの水産庁にしてみましても、外務省にしてみても、日本政府として何か確信のあるものがなければ、これだけの船団を私は組めないのだと思うのだ。よほどのこれが見えるのかかわりの紛争の種がそこに見えるにかかわらず、そういうものをぐんぐんと押し

たいこと。それから物理的な方面からいいますと、かりにあの場合のべなわでございそうですが、そののべなわの操業において相互の許可された船数に於いて満足に操業ができるというような諸条件を勘案いたしましたして、私の方は許可方針といたしまして逐次試験操業から始めまして、年次漁場の新漁場をその間に調査船をして確めた上で、

とき、何らの考慮なく船団をどんとどふやしていく、来年は二十五船団にする、再来年は三十船団にするということになる、これは問題の起きることとはあらかじめわかっているのじゃないかと思う。それとも起きないとお考えですか。処置だけをして、そうして問題ないすれば、そんなことは幾らしてもかまわないのだと、こういうふうにも

○理事(戸叶武君) では速記をつけて下さい。

以上で政府に対する質疑は終わったのでありまして、本件に対する審議は本日は以上をもって終りたいと存じます。

参考人各位におかれましては、長時

○政府委員(板垣修君) その後通商局当局的の善処が求められ、できるだけ近い機会にその回答を伺うことになっており、委員各位からのお申し出もありましたので、本日重ねて本件を議題にいたしました次第であります。まず政府当局からの回答を求めます。通産省の板垣通商局長。

合いするのでもなしというのじゃ、これはどうもおかしな話じゃないかと思うのだが、それに対してどういうお考えを持っておられるのか。私は結局すれば、向うが一方的だということが、何かそういうような問題の、そういう紛争の起きるような予想もはぼついた上でのをやっておつて、そこで勝手に

この秘冊が最も重要であるといふ半、除のもとに許可したのでございませう。あらかじめ公海の操業につきまして、ただいま先生の御指摘は、紛争が起るかもしれないやうなところは遠慮して許可した方がほんとうじゃないかというふうでそういうふうなのは公開の席での論議があつたわけではなく、日本から行

てのみに対して。

○政府委員(岡井正男君) お言葉を返すようにございますが、四面海で四つの島に閉じ込められた日本としては、合法的に許される範囲におきまして、日本が正しい国際法上に違背しない、しかも許可船団の操業調整並びに資源的に見て妥当だと思われる範囲におき

また政府当局におかれましては、本問題の重要性にかんがみ、本日の委員会の経過に照して本問題の所期する解決に対して一段のお骨折りをお願いいたします。

しばらく休憩して、午後一時三十分

入の許可に基いた結果通関をされま
したノリの行方につきまして、調査を
しておたのでございますが、まだ全般
的に調査は完了しておりませんが、私
どもの調査に関する限り一部のノリに
つきましては、やはり私どもが提出さ
せました念書に違反をいたしまして、
市中に売却されたことがほぼ確実であ

方が、なにかと、さういふふうな
 方的なことを言うと、こういうふうな
 ふうに解釈してもいいのだと思います
 が、十九船団を出してやらせるのだと

おいてソ連から出席された人たちの間で話が合ったわけでございまして、公開の問題ではございません。

なければ、日本の宿命的な産業として非常に他国に前もって遠慮して許可方針を縮めていくことでございま

午後零時三十八分休憩
午後一時五十七分開会

それは神戸に通關されました分、すな
わち百八十一箱分につきまして、十二
月二十三日に神戸の田中商店を通じて

[illegible]

売却をされたことがほぼ確実であるというようなことに調査の結果なりまし
た。もつとも当事者であります東和商
事は売っておらぬと言っております
が、大阪通産局の調査によります
ば、売ったのじゃないかということが
ほぼ確実と思われまふ。しかしなが
ら、その後に通関されました、二
十七日と三月九日に小倉で通関され
した合計二百五十四箱につきまし
ては、通関されたものは現物がそのま
まあることは確認しております。従つ
て現在わかつておりますのは、百八十
一箱分が市販されておるといことと
ございます。

それから第二の点、すなわちこうい
うような市中に流れたものがあるの
であります、これが市況に及ぼした影
響につきましては、その後私どもの方
といたしまして、いろいろ専門家等
の意見も徴しましたが、果して東和商
分の、数量から言へばそう大きくはな
いのであります、このノリが流れた
ことによつてどの程度国内のノリの市
況に影響を及ぼしたかという点につ
きましては、実は遺憾ながら客観的な判
断の資料もございませんし、専門家の
意見も徴しましたけれども、これはわ
からないということとございます。実
害及び心理的影響というような点も
ございまして、ここに心理的な影響
につきましては、果してこの一部のノ
リによつてどれだけ因果関係を持
つて市価に影響したかどうかという点
は、ただいまのところ私どもといたし
ましては調査の方法もなく、また専門
家の意見も徴しましたが、ちよつとわ
からないという結果に相なりまし
た。それから第三点につきましては、こ

ういうような違反事実があったのであ
るが、三十年年度の既割当分のノリの輸
入はどうするかという点でございます
が、私どもの希望をいたしましては、
この行政措置によりまして、こうい
う違反事実がございましたことはまこと
遺憾でございますが、これは一応この
既割当分のノリの輸入問題とは別の問
題と私どもは考えておりました、でき
ますればこれを切り離しまして、善意
無過失の既割当分につきましては、す
でに生産期も過ぎたことであります、
し、できるならばこの三千二百萬枚分
につきましては、通関をできるだけ早
くされた方がいいのじゃないかとい
う意見を私どもは持っております。

それから今後の三十一年度の輸入の
問題でございますが、これにつきまし
ても、東和商事の問題は問題といたし
まして、別途措置することにいたしま
して、韓国側の強い要求もございま
すし、でき得る限り新しい年度の輸入方
針を決定いたしました、今後は生産業
者との間に問題を起さないような嚴重
な措置を講じまして、きまりました数
量を入力する方向で一つの方針をきめ
ていきたいというふうに考えます。以
上、一応前の委員会の問題になりまし
た点を簡単に御報告申し上げます。
○理事(戸叶武君) ただいまの発言に
対して御質疑の向きは順次御質疑を願
ひます。

○森八三三君 先回の委員会でも申し上
げましたように、通産当局としては通
関の措置を講じましても、倉荷証券の
持っている性格からして、その管理を
すれば市販されることはないとい
う、まあこれは当然一つの形式的なこと
であります、感覚に基いて措置をさ
れたいというその結果がただいま局長
から御報告のように、遺憾な結果を生
んでおるといこととありますが、そ
の東和商事に對しまして、今度もそう
いうようなことがあった場合に同様な
遺憾な結果が起るわけでありまして、
さような後所の方針に反したものに等
につきましては、将来取扱い上どうい
うような措置をされるお気持であるの
か、その点が一つであります。

それから第二の点は、お話のように
百八十一箱の市販が行われたそのこと
が実際の市況にどういような影響を与
えたかということにつきましては、こ
れは實際問題としてお話のように、も
のさしではかつてどうだといような
ことは、これはだれでも正確にはかる
ことはできないと思ひますが、しか
し、たまたま生産期中であつたとい
うことからいたしまして、たとえ数量は
少量であつたといつたとしても、影
響がなかつたといつたことは言い切れ
ないといふふうに思ふ。ただ、影響がど
の程度にあつたかといふことは、かり
はこれはできませんが、無影響であつ
たといふことはこれは考えられないと
思ふのであります。そこでさういふよ
うなことが今後にも起きましたのでは
非常に遺憾と思ふのであります、つ
きましては、今年度輸入すべき数量と
確認されておる未通関のもの、今後
通関の手続を進めていくといふ場合
に、かねがね通産省で御指導願つた需
給協議会に全員参加しなければ、そ
ういふ方面に對しては割当があるもの
といえども手続を進めないといふこと
でお考えになるのかどうかといふこと
が第二点であります。

それから第三点は、将来こういふ問
題を未然に防止いたしまするために、
需給協議会の制度はもちろん法的根拠
は持つておりませんが、こいういふもの
をどういふように取り扱つていける
のか、そのお気持であります。その点
をお伺ひいたします。

○政府委員(板垣修君) 第一の東和商
事の問題につきましては、私どもこの債
権回収のための無為替輸入を許可する
に當りましては、まず倉荷証券を銀行
に寄託させるとか、後ほどこれは通商
局で扱うことになりましたが、その上
にさらに市販をしないといふ念書を入
れさせましたので、まあこれで倉荷証
券が流通されて金融の道が講ぜられて
も、物そのものは市中には流れない、
従つて生産期には入れないといふ約束
を果されるものといふ確信を持つて私
どもは許可いたしましたのでございま
す、今調査の結果さうでなかつたこと
を発見いたしました、まことにこの点
は遺憾に存する次第でございませう。
従つて、こいういふような後所の念書
に違反した行為に對していかなる
措置をとるかといふ点が問題になるの
でございませう、この点につきまし
て、実は大臣がまだ御病氣中なので指
揮を仰ぐいとまがないわけでございま
すが、至急いかなる程度の処罰をなし
得るか、即刻検討いたしたいといふ
ふうに考えております。

それから第二の今後の割当の仕方につ
きましては、こいういふような弊害な
どにかんがみまして、今後はできませ
れば外割条件にこの需給協議会への、調
整協議会への参加を条件とする、それ
から従来の協力費を払わなかつたもの
に對しては、これを払わせるといふこ
とを条件にして今後外割をやつていき
たいといふふうに考えております。従
いまして、これに関連しまして第三の
御質問の需給調整協議会につきまし
ても、これを一種の役所の公認輸入団体
にいたしまして、これに参加を受諾す
る者、それから協力費を完全に払つ
て、生産業者との間を円滑にやるとい
う意思のある者には割当をしてゆく
と、こいういふ方針で、まだ確定はいた
しておりませんが、さういふような方
向で進めてゆきたいと考えております。

○青山正一君 ただいまの局長のお話
を聞いて非常に意を強うするわけな
のであります。ここにかつては委員長を
やつておりましたところの小林さん、
それから江田さん、この両委員長の時
代にこいういふ問題は決議をされ、そ
れから参議院全部の、委員会全員の名
においてその決議を尊重してくるよ
うに今まで皆さんにお願いしておつた
わけなのですが、まあただいまの局長
の氣持によつて非常に意を強うしてお
るわけなのですが、これがこの次また
こいういふような轍を踏まないように十
分に一つ心していただきたい、こ
ういふふうに考えております。以上簡単
に……

○江田三郎君 今のお話でわかりまし
たが、東和商事の方が間違つたやり方
をしておる。ところがそれをどうする
かといふことについては、大臣が病氣
中なので指揮を仰ぐことができないと
いふことなのであります。一体大臣で
なければさういふことができないので
すか。通産省には政務次官もおられ
れば、事務次官もおられるわけですが、
こいういふはつきりした問題は、大臣が
寝ておられたらその指揮が仰げなくて

たいといふふうに考えております。従
いまして、これに関連しまして第三の
御質問の需給調整協議会につきまし
ても、これを一種の役所の公認輸入団体
にいたしまして、これに参加を受諾す
る者、それから協力費を完全に払つ
て、生産業者との間を円滑にやるとい
う意思のある者には割当をしてゆく
と、こいういふ方針で、まだ確定はいた
しておりませんが、さういふような方
向で進めてゆきたいと考えております。

○青山正一君 ただいまの局長のお話
を聞いて非常に意を強うするわけな
のであります。ここにかつては委員長を
やつておりましたところの小林さん、
それから江田さん、この両委員長の時
代にこいういふ問題は決議をされ、そ
れから参議院全部の、委員会全員の名
においてその決議を尊重してくるよ
うに今まで皆さんにお願いしておつた
わけなのですが、まあただいまの局長
の氣持によつて非常に意を強うしてお
るわけなのですが、これがこの次また
こいういふような轍を踏まないように十
分に一つ心していただきたい、こ
ういふふうに考えております。以上簡単
に……

処置がつかぬというのはちよつと私変に思うのでして、その点あるいは東和商事というものの背景に事務次官等では手のつけられないような何か背景でもあるというならば別ですけれども、そうでなかったらちよつと私は今の説明はふに落ちないと思いますが、何かあります。

○政府委員(板垣修君) 私がそう申しましたのは、そういうような理由ではなくて、実は事務局自身としても確信を持ってこの念書違反にいかなる行政処分をなし得るか、まだ最終的な結論が出ておらない意味と、これが出た場合に、やはりこれだけ両院の委員会が問題になりました事件について、一応大臣の耳に入れて了承を得てから最終的に決定したい、こういう意味でございまして、もちろん主導権はあくまでわれわれでできる、こういうことであります。

○小林登平君 その念書に違反した場合どういう措置が講ぜられるかということ、今御研究中だということですが、いろいろの場合があると思うのですが、一体常識的によほどの程度のことやれるのですか。いろいろお考え中のごさいますからあれですけれども、そのいろいろの場合を一つ……。

○政府委員(板垣修君) これは貿易管理令等の法令違反でなくて、念書の違反でございまして、限度があると思ひますが、私どもで考えられますのは、やはり今後受け得るべき外割の全部または一部の停止ということがやはり考えられる最大の点ではないかというふうに考えます。

○千田正君 私はおくれて来たからよくわからなかったが、この間から通産

に省お願いしたあれは御報告いただきたいのですか。

○理事(戸叶武君) いただきしました。

○千田正君 その方針としてのことを伺っておるわけですか。通産省としてとるべき方針についてですね。

○政府委員(板垣修君) 三点申し上げまして、違反の事実があったかどうか、一部について違反の事実があったのはほぼ確定であるという結果が出ました。市況に及ぼした影響につきましては、相当専門家にも依頼して調査しましたが、ちよつと具体的には因果関係をもつて証明するだけの結果が出ないということでございます。それから既判当分の三千二百万枚につきましては、私どもの希望といたしましては、一応東和商事とは切り離して、生産期も過ぎたからできるだけ早く解除してやりたいという気持がある。今後の新しい分につきましては、厳格な外割方法を講じまして、生産業者との協同の方法をみつめて、数量を早くきめて外割を、輸入をやりたいという考えを持っておるという、この四点を先ほど御報告申し上げました。

○千田正君 保税倉庫に入れたものに対する国内におけるところの証券の流通及び物品の流通に關してはどういう観点を持っておられますか。

○政府委員(板垣修君) 私ども最初無為替輸入を許可する場合に倉庫証券も取り上げ、かつ市販しないという念書をとつたもので、大丈夫市販されないのである。その後事実違反事件ができたのをあとから聞いてみますと、一流倉庫ではそういうことはないのだ

も十分貨物の出し入れができるということを知り、私どもの無知に対してまことに遺憾に存する次第でございます。

○千田正君 現実においてはそういう問題が起きるのであります。やはり保税倉庫などもそういうのを未然に防ぐという立場からいへば、ある程度一流の倉庫などを指定すべきじゃないですか、外貨割当に對しましては……。

○政府委員(板垣修君) 承知いたしました。

○理事(戸叶武君) 保税倉庫に現在入っておるのどのくらいの数量ですか。

○政府委員(板垣修君) 保税倉庫に今入っておりますのは三千二百万枚でございます。

○理事(戸叶武君) 東和商事の方は、保税倉庫に入れたものは、東和商事の方は税関をこえまして、普通の倉庫に入っております。これが現在確認されて現物のままだとあるのが箱数にして二百五十四箱、数にいたしまして二百七十七万枚とござい

○理事(戸叶武君) 大阪の百八十一箱が神戸の田中商店で売られたというふうなふうにみられておるにもかかわらず、これに該当するような数量がほかの倉庫に入っておるようなのは、これはどう

いうことですか。

○政府委員(板垣修君) これに該当するところの数量が広島にあることになつてございまして、この品物がどう来たかということが非常に問題になるわけではあります。この点が普通のノリでありましたら問題ありません。しかし、もしかりに何が密輸のものであるというふうなことになるならば、やはり税関の方で調べるという問題が起つて参ると思ひます。

○理事(戸叶武君) この前の答弁によつて、ノリをかきかきなくならないう理由のもとに、名のもとにはかへ持ち出して乾燥するという方法がとられて、その間にすりかえ作業、ほかへ流してみたり、また密輸で来てやみに流れておるものを買入れて入れるというふうなことが自由にできたような印象を受けるのですが、その関係はどうですか。

○政府委員(板垣修君) われわれが念書をとりましたとき、そのときの考へでは、もちろん通関いたしましたならば、すぐそれを税関からまっすぐ倉庫証券を発行する倉庫に持つて参ります。そして、その役所は持つて参ります。ところが、それが実際にその品物が、私の前申し上げましたことは、火入れ加工をするためというふうにして上げたのでございまして、その後さらによくこれを調べてみますと、火入れ加工と申しますか、味つけをしたいというところで加工工場に持つて行つて、味つけすれば全部倉庫証券を発行する倉庫に入れて、その倉庫は銀行に寄託する、そういうふうにしてからぜひそれを認めてくれということ

を役所に言つてきた。役所といたしましては、そういうふうに加工作とか何とかいうことでやつておりますと、それこそわがわがわからなくなつて、それで、加工は一切認めないから、すぐそれを密封して倉庫証券にして銀行に寄託するようになつておるに話したのでございまして、その結果加工はいたしませんで、ただ来たノリが非常に複雑である、そこで非常に乱雑なものを一応整理して、くずとそれから一応商品価値のあるものと区別して、くずはくず、商品は商品というふうな整理したがい、そういう整理のために若干日にちがかかるから、その期間だけ待つていただきたいという、そのときにはすでに現物は和歌山に持つて行つたと、こういうふうな称しておつたわけでございます。そこでその後でできるだけ早くそれじゃ加工はまかりならぬのだから、そんなに時間がかかるはずはないということ整理して、そして品物が入つたというところで銀行から寄託証券の送付を受けたと、そういうふうな考へております。

○理事(戸叶武君) そこで和歌山に持つて行つてやつたとか何とかいう、そういう非常にこのことは寛大にルーズにされておるようですが、その間の出来事に関する監督の責任は一体だれが持つておるのですか。

○政府委員(板垣修君) 監督の責任は私ないし、私たまたま実際問題としてしましては海外に出張中であつたのであります。しかし、これは主管課長が一応これを先決をしたという形になつております。しかし最終の責任者は通商局長であります。

○千田正君 今のに閣連して伺います
が、たとえば外国から商品を入れた場
合に、たとえば今のようなノリの場合
な場合、すでに日本の港へ入って通関
する場合は、これは原形がかりにノリ
の一等とか二等とか三等とか、そうい
うふうにはクラスファイしてくるものと
思うが、クラスファイしないで、朝鮮
なら朝鮮ノリというふうに一括して輸
入した場合に、その梱包を解いてそれ
を整理するとか、そういうことは勝手
にできませんか、そんなことはできる
はずはないと思いますが、通関手続の立
場からいえばそんなことはあり得ない
はずですよ。

○政府委員(樋口誠明君) これは一応
通関されたこと自体が、今非常に御指
摘もありましたように、役所としては
軽率な措置だったということがある
る御批判の種になっておるわけであ
りますが、一応通関してしまつたとい
うあとでございまして、形式的には
国内貨物になったと、ですからこれは
もちろん信義上から申しますならば、
そのまゝの格好で倉庫に入れて、そう
して倉庫証券を出すという約束だつた
のでございまして、当然そうすべき
だつた。ところがたまたま誓約書まで
出し、絶対違反しないという約束をし
ながら、実は包装が不十分だつたと、
このまゝでは乾燥の商品の保存に耐え
ないという名目をつけて、実は先に既
成事実を作つた上で、倉庫証券を持
て来いというここの催促に対して、
包装を詰めかえる必要があるのだ、こ
うやっておりますというふうなことを
やられたわけでございます。その点品
物について全部通関後営業倉庫に入る
までの間、役所の人間でも全部つき

添って、そうして現物の行方と倉庫証
券というものをきっちり確めた上
で、特例措置に対する行政行為の百
パーセントの確保をはかるという点を
怠りました点は、確かにわれわれとい
たしまして少し誓約書その他を過信し
過ぎたということではなかつたかと、
こう考へております。

○千田正君 もう少し関税法を読んで
下さい。通関手続はそんなあなた方が
左右するようなものじゃないはずであ
ります。少くとも外国商品が国内に入
る場合の通関手続に対しては、それは
クラスファイされておるか、あるいは
一つの銘柄のもとに入つて来た場合そ
れはそれとして入つて来る。そうして
引き受けた国内貨物となつてからの責
任はあなたの方の責任だろうと私は思
う。その責任を持つべきときに実際そ
れをやらなかつた、われわれはそう
思わざるを得ないのですがね。今後そ
れは注意していただくかぬという、こ
れはどれが密輸入の品であつてどれが
いわゆるあなたの方の監督下に入つてき
たところの通関手続を正式に踏んで保
税倉庫に入るべき品であるかというこ
とは区別がつかなくなる。この点を幾
ら追及してもできたことは仕方がない
のですから、この問題に対しては、將
来再びこういう問題が起きないような
厳重な監督をやつていただかないとい
うと、同じような問題が續々と起きる
と思うのです。で、その点は特に私か
ら要望しておきます。

○政府委員(板垣修君) 今後十分に留
意したいと思ひます。

○森八三君 ただいま千田委員から
お話がありましたように、今後の取扱
いについてはこういうふうな間違ひが

いやしくも起きないように、十分当局
の細心の注意を望むものであります
が、元來の事件の取扱ひ上先刻局長か
らお話のありました東和商事に対する
処置、これをまだ大臣と打ち合せてお
りませんので打ち合せてした上で厳重
な処分をするということ、それから三
千二百万枚の現に保税倉庫にありま
すものの通関については、時期も時期
であるので急速にはからなきやならぬ
と思うが、その場合の取り運びとして
かくのごとき問題が発生しないと同時
に、非違行為のあるものについては
一切行わぬ。さらにその場合における
役所の指導に基いてきておる協議会
の機能を十分に活用する。將來につ
いても同様に生産者団体の納得のある方
法でなければ一切の輸入を認めない
という局長のお話、一応われわれは理解
するのでありますが、そのことが単に
局長の私見ということでは將來また問
題が残りますので、この際お話のあり
ましたようなことが通商当局としての
今後に対する一致した見解であるとい
うふうなことになるかと思ひます。

○政府委員(板垣修君) ただいま御指
摘の点は、大体私がそういう方向で今
後活用する点でございしますが、なお細
部につきましても未決定の分もございま
すので、至急検討をいたしまして、
文書によって御通知申し上げる措置を

とりたいと思ひます。

○森八三君 ただいま局長の至急手
続をするということですが、問
題が問題でありますので、いたずらに
日を送るということは策を得たもので
ないと思ひますので、少くとも次回と
申しますと明日になります。その
次の委員会あたりまでは、定例日あ
たりまでは御提出を願うと、その文
書を拝見した上でさらにわれわれの態
度をきめるようにいたしたいと思ひま
す。そういうふうにお運びをいただき
たいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) ちょっとまあ
お尋ねかたがた申し上げたいのです
が、先に正式に文書を差し上げて、こ
の委員会が討議をしてまた変更という
ことになるが非常にまずいことになる
と思ひますので、その辺の措置を御検
討願ひまして、あるいは事前に非公式
にわれわれの意向を差し上げて、事前
に協議ということにしたらどうかと思
ひますが、その点いかがでしようか。

○理事(戸叶武君) ちょっと速記をと
めて。

○理事(戸叶武君) ちょっと速記をと
めて。

○理事(戸叶武君) それでは速記をつ
けて下さい。

○理事(戸叶武君) この問題につきましては、本日はこ
の程度にいたします。政府当局におい
ては懇談中の話し合いの通りお骨折り
を願ひます。

○理事(戸叶武君) 引き続き、農業
改良資金助成法案(内閣提出、衆議院
送付)を議題にいたします。

要求により、ただいま自治庁行政部長
が間もなく出席される予定であります
から御了承願ひます。

○重政(廣徳君) 農林省に御質問いたし
ます。これから質問することは、前回
森委員が御質問いたしたと重複す
るかもしれませんが、その節どうも農
林省の答弁が明確を欠いておるので重
ねて御質問いたしたいと思ひます。

政府の提出資料によりますと、技
術導入資金の対象となる事業の中で西
南暖地稲作普及率、これはまあわずか
に二一%普及しておる、こういう資料
が出ておる。それからまた秋落ち水田
改良は一四%、保温折衷苗しるは五〇
%、こういうことが出ております。一
方提案理由の説明によれば、「ある程
度の普及率を示し、補助金の対象とな
る理由は逐次確立となりつつある」と
いうように申されておるが、その
ういふことになると、政府は普及率の
段階をどの程度でこれはこの資金にす
るとか、あるいは補助金にとどめてお
くとかいうその限界をどういうよう
にお考へになつておるか、まず第一にそ
の点お尋ねします。

○説明員(庄野五郎君) 前回局長か
ら御答弁申し上げた次第でございま
すが、この普及の割合というところで保
温折衷苗しるで五〇%、西南暖地で二
一%等々と書いてあるわけでありま
す。これが普及目標というものをきめ
てそれに対する割合、こういうふう
になつておるわけでありまして、この数字
がどのくらいになつたところで移行し
たら適当かというふうな御質問のよう
でございしますが、まあわれわれとしま
して、この事業が大体どれくらい継続
していくかというふうな点、それから

補助金をつけますときにどういうふう
にこれを考えて何年くらいでやったら
どうだろうか、こういったような点等
も補助金を初めて計上いたしました
きにいろいろ検討をした次第でござい
ます。特に今御質問になりました西
南暖地といったような事業につきま
しては、昭和二十八年から補助金にな
るわけであります。その前にいろいろ
準備して二十八年から二十九、三十
年度と補助金をつけて事業を継続し
てこの程度まで普及した、われわれ
といたしまして三年の実績に照らして
みて今の伸展の工合、あるいはその事
業の内容となつて技術の問題とい
う点から三十一年度からは改良資金に
切りかえて適當であろう、こういう判
断をした次第であります。特に何%に
なつてから、そういったはつきりした
限界はないのであります。

○重政 農政 私はその点をばつきり
しておかねば、何年から何年間やっ
ておからというようにすることは私は
理由にならぬ。と申しますのは、お
そらく農林省が要求した半分以下の
のを認められて毎年きつておるのだら
うと思ふのです。そういつて前の計画
通りに予算をとつておるならば、これ
は五年間なら五年間、八年間なら八
年間やつておるということで相當普
及しておるということが言えるけれど
も、私はそういう予算的に考えてみる
と、農林省が連年要求するのをおそ
く半分以下という予算で押えられて
きているのが普通と考えざるを得な
い。そういうことになるとやはり何%
くらいか、これははつきり一%と二%
という問題ではないのだけれども、大

体において普及率が何%くらいいつ
ておるといふような考え方でいかな
ば、ただこの対する答弁に過ぎぬとい
ふに考えるのだが、もっと誠意を
持つてそういう考えでやりになつて
いただきたいと思ふのです。私の考
えは少くとも五〇%以下、二〇%以
下しか普及しておらぬだらうという
ものをすぐ資金に落とすといふこと
は賛成しかねるのです。どうお考
えになりますか。総体的な将来のこ
れははつきり考えていたかねばなら
ぬ。私は将来この制度があるからと
いつて補助金でやつておるものをど
んどこを落す傾向になつて来やしな
いかというのが心配で、それでこう
いうことを御質問するのですがね。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘の点
まことにござつともたゞと存する次第
でございます。将来の問題につきま
しては十分検討してやらなくちゃなら
んと、こう思つております。ただいま
これを改良資金の対象にいたしました
点については、今申し上げたような
点もございまして、また技術の内容を
どういふふうに申しましたことは、
内容が習熟するまである程度のリス
クがあるかないか、あるいはこれはリ
スクを伴わなくてもやつた方がいい
のだ、やればやるだけそれだけよい
という技術、それからやることにつ
いて習熟するまでは非常な程度ま
でのリスクがある、そういったよう
な技術の内容によりまして、その普
及の割合といふものは五〇%がいい
か、あるいは現在程度のものであ
る、あるいはいいというものは、そ
の技術の内容いかんによつても相當考
えております、この点。

います。そういう点からも検討いた
しまして、ただいま御指摘になつたよ
うな点はわれわれといたしましては、改
良資金の方に移して妥当と、こう考
えて判断した次第でございまして。
○重政 農政 資金制度につきま
しては、この農林委員会でも昨年の十
二月十六日の委員会で決議をして、そ
うして政府に再考を求めているので
が、このたびの法律案で政府はその昨
年の十二月十六日の決議に対してど
ういふような考慮を払つて今度の法律
案を御決定になりましたか。

○説明員(庄野五一郎君) 十分御意見
の点は、決議がありまして、こちらの
方に御送付になりましたという点か
らいろいろ検討いたしました。当時
いろいろほかにも技術導入資金とし
て考へられておつたものもございま
した。そういう点も再検討して落すも
の、また落した次第でございまして、
その結果この程度のものを改良資金
として出してきた次第でございませ
う。

○重政 農政 今の日本の零細な農業
が、これは合理化せねばならぬ。この
合理化をはかるにはどうしてこの
資金といふことが最も大きな問題に
なるのである。この不足が零細農業
の妨げになっている、補助金の今
までやつておる制度は、この資金の
不足の一助となつておる、今までや
つておるものであります。今度設け
られたこの資金制度も、ほんとうの零
細農業の信用のない農民の救済には
私にはなぬと思ふ。この点にわゆる
いろいろな評判がありますが、農政の
後退とか評判があるが、私もさう考
へられ
ておりますが、どうお考えになつ

○政府委員(大坪藤市君) この零細農
を育成して参るためにはどうしても資
金が必要だ、こういう御意見に對し
ましては全くその通り私も考へる次
でございまして。農政の後退といふ
ことが、御意見の通りわれわれとい
うして最もおそれるところでござい
まして、それをおそれるが故に今回農
業改良資金助成法といふものを創設
したつもりであるのでございませう。
御意見の点のいわゆる零細なる農家
にこの資金が行かないで、主として
富農に行つたが、実はその点につ
きましては、従来のような個人々々
を貸付の對象としませんで、いわ
ゆる4日クラブでありますとか、あ
るいは農事研究会でありますとか、
そういう団体を中心として貸し付け
て参りたい。従いまして、ある特定
の農民にこれが片寄るというやうな
ことがないやうな措置をとつて参ら
ない場合におきましては、個人を
貸付の對象としたのでございませう
が、原則として貸し付けはさうい
うな研究団体あるいは改良組合、こ
ういふやうなものを貸付の對象とし
て、貸付がある特定の對象に片寄
ることのないやうな十金の措置をと
つて参りたい、かように考へてお
ります。

○森八三三君 関連……。今の重政委
員の質問に對しまして、4日クラブと
か、農事改良実行組合とかいふ団体
を對象にしてやるとおっしゃいました
が、そういうやうな団体は、これは任
意な自然発生的な組織ですが、そう
いふものを一休金融の相手方として取り

上げることができるとお考えでござ
いますか。かつて産業組合法には単位
人として農事実行組合といふものを
認めてやつたことはあります。その
ときは法人格を持たしたので、その
ものを法律上の当然の相手方として
取り上げていた。これは適法の存在
として私は認める。しかし今お話の
ように根拠を持たない団体を對象と
することは、おそろしく法律行為と
してはおかしくないかと思ふのです。
その場合にもしそういう団体を団体
的な扱いにしないが、その組織をして
おるメンバーの連帯的な行動にする
といふことでありませう、これは理
解できる、その場合に今重政委員
のお話のやうに、これは相互の連
帯になるのですから、経済的に弱者
である連中はそのグループへ入れて
もらふことができない、こういうこ
とになつて結論的には重政委員のお
っしゃるやうに、零細農民にはこの
資金といふものの恩恵にあらずか
らう、こういうことになる危険があ
る。やっぱ補助金であれば、それは
零細農であるが何だろが、その対象
にはなるのですが、そこで問題が起
きうると思ふのですが、それはどう
お考えですか。

○政府委員(大坪藤市君) 法律の中
にも農業者またはその団体という文
句をはつきり使つておるのでござい
まして、いわゆる人格なき社団とい
ふふうな解釈はしておるのでござい
ます。従いまして法律上の形式とい
はしまして、代表者が借り受け主体
といふやうな格好に相なるわけでござ
います。が、この点につきましては、
いろいろ法制局で検討もいたした

でございますが、それで差しつかえないという御意見でございます。

○森八三三君 代表者の個人が法律上には対象にはなりません。その場合にはメンバーが何々組合の代表者何がしという場合には、何がしがあくまでも融資機関との間において全的な責任を持つということになるのであって、その組織メンバーというものは法律上には何らの関係が持たれておらず、私もういふ法律的事はよく知りません。知りませんが、そういうことになるという事になるかとすれば、かつて産業組合法当時議論したのですが、単位法人なんというあんな厄介なことをやる必要はなかった、なかつたのですが、その当時の法制局では人格を与えなければいけぬということと、組合法の中にあつた規定をしたことを私は記憶しておるのですが、それはお話を通りでいいという解釈ができますかどうか、明確にしたいでございます。

〔理事戸叶武君退席、理事三浦辰雄君着席〕
○説明員(庄野五一郎君) ただいまの御指摘の点につきましては、法制局とも十分打ち合せいたしております。その後法人格なき団体として団体性が認められておりました。団体として代表者が借りるようになっております。この点については農協法の十二条の四号の「当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体」として、農協法上もやはり法人格なき団体が準会員として構成員になれるようになっておるわけです。それと同じ

ような形でこの改良資金助成法上の農業者の組織する団体も、法人格なき団体として借り受けられるように、これは判例もそういうふうな何が出ておりました。御心配ないと思います。

○江田三郎君 関連しますが、今の差しつかえないということですが、今の差ね、かりに団体の代表者が自分の名前を借りて、これは悪意があつてそれを個人だけで使った場合に、これはそういうことをやるとはいかぬという追及ができますか。

○政府委員(大坪藤市君) 団体として借りるのでありますから、当然これは追及できる、こういふふうに考えております。

○江田三郎君 団体として借りると言つても、法律上には団体の代表者個人ですから、団体で借りるという建前はとつても、その借りた金を団体の代表者個人が個人の目的だけに使つたところではそれは法律上には追及できません。これは判例によるとそういう追及もできるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、なお深く研究いたしておるわけではございませんが、結局何の太郎兵衛か名前を書きまして、二十名の団体代表者の何の何がし、こういうことに相なるかと思つてございませう。従いまして、その内部の関係といつていろいろありますからして、その条件に従ひまして追及ができると、かように考えております。

○江田三郎君 そういふふうに解釈すればどういふ解釈でもそれはできぬことはないんですけれども、しかし従来補助金等でもなかなか役所が考へて

おるようにならぬということからかういふ問題も出てくるわけで、しかも農村において一つのボス勢力というやうな者の力というものはこれは決して侮りがたいものなんで、そういうことで農政が順調に進まぬという悩みを持つておるわけです。そこでこういう今のやり方でも、もっとやり方をずるく考へればどんなことだつてできぬことではないということなんで、それはまあ判例がそうなつてゐるといふんだから、私たちがしつとだからあえてむづかしく言ひませぬけれども、しかしやろうと思へばそんなやり方だつて、どんなでたらめでもできるということだけは言へると思つておる。よく研究していただきたいと思つておる。

○千田正君 今に關連して、これは局長こういふことがあつた。参議院の決算委員会でも二重煙突事件で時の法務総裁を呼んだことがあるんですよ、あれは大橋君。大橋君はまあ犯罪を犯したものだといふ判定を決算委員会にわたしたわけなんです。ところがそれに対して逮捕できるかという問題に対して議論が相當沸騰して、最後に検事総長を呼び出してやつた場合に、大橋武夫君は犯罪の事実ありと認めた場合に、おいても、検事総長はそれを法務総裁の許可を得なければならぬ、法務総裁は大橋武夫だといふんだね、自分が押えられるものを自分が許可をするわけにはいかぬ、だからこういう事件はとかうやむやになるおそれがあるといふことを検事総長みずから言つておられますが、私は今のやうな問題は相対法的に抜け穴を考へてするおそれがあるんだが、それを未然に防ぐこと

をやはり内容に盛らなければいかんじやないかと私は思ふんですが、どうなんですか。大丈夫それで実行できるといふ確信は持つておるやうだけれども、實際は法律の、サギをカラスと言ひくるめるやうな者がたくさんいるんだから。自信がありますか。

○政府委員(大坪藤市君) ただいまの御意見であります。技術導入資金を貸付いたします場合には、いわゆる貸付の金銭の出し入れは協同組合を使うわけでありまして、その貸付対象の決定につきましては、市町村長並びに改良普及員が審査をしてということにいたしておるのをごさいます。従いまして、市町村長なり普及員なりが団体の性格を明確に調査いたしまして、これならば貸し付けて十分よき判定をいたしました場合に貸付をいたすことにいたしたい、かように考へておるのをごさいます。そういうふうな予備的な審査を十分に尽しまして、貸付の目的に違反するやうな金の使ひ方をするやうなことをいふやうにやられて参りたい、かように考へております。

○小林孝平君 関連して、今局長は改良普及員を使つてこれをやる、十分やるからそういうやうなことをいふにやりますというお話ですが、これに現実に改良普及員は今度二・五%で減員になるわけですね。むしろこれをやるために相当増員しなければならぬのに減員になつて、しかもさつきから問題になつてゐることを十分やり得るというところは、それはどういふふうにお考えになつてゐるんですか。

につきましては、ただいまお話がありましたように二・五%程度減員になつたのをごさいます。これは現にありますが、欠員見合いの一部が減員になつたといふことをごさいます。現実の人間自体につきましては今後も従前通り変動は来たさない、こういうやうな格好に相なつておるのでございませう。

改良普及員の増員の問題でございませうが、これは御意見の通りこういうやうな大きな仕事を、改良普及員に一部の仕事をやらせるわけでございます。今後はとも増員の問題につきましては、私どももいたしましては努力すべきものとさういふに考へておるわけでございます。さしありの問題といたしまして、今回は増員といふことは困難でありますので、機動力を増すためにオートパイを普及員に助成をする。なおこの普及員の素質をよくいたしまして事務能力を上げますために、いわゆる研修といふやうなものを徹底的にやられて参りたい、かように考へておるわけでございます。

○重政廣徳君 私は補助事業とこのたの資金制度とこれを併用して初めていふゆる農業の振興になるので、あるいは補助事業の手の届かない部分をこの資金制度で補つていくといふやうな方法、たとへば言えば土地改良に適用されておる、そういう場合にはきつめてこれは有効な制度だけれども、今までやつておつた補助事業を全廃して、さうしてこの資金制度によるということとはこれはほんとに私は不当である、農業のいふゆる農政の後退である、かように考へるが、その点どうお考えになりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 新農村であります。そういう特定の町村につきまして補助事業と資金制度を併用して参るといふことは、これは適当かと思ひまして、私どももいたしまして、従来事業につきましても新農村に指定されたところにつきましては補助をして参りたい、かように考えたわけでございますが、一般的にあらゆる事業につきまして補助金改良資金の二本建といふのは、これはいわゆる財政上の問題もございするが、それにもまして、農家にいろいろその点につきましての取扱ひ方について迷ひと申しますか、どちらにしようかというやうなことに相なつて参りまして、実行上これは工合悪いのじやなからうか、かように考えたわけであります。なお補助を本制度は打ち切るといふ意味じゃないのでございまして、新技術が参りますやうな場合、今後これを普及して参るといふやうな場合には従前通り私どももいたしまして補助事業としてこれを育てて参りたい、かように考へておるわけでございします。

○重政府委員 私の考へのように、衆議院においては原案の付則を削除して補助金の道を開いた修正をなしておるんですが、この点に關して政府はどのように受け入れておられますか。

○政府委員(大坪藤市君) 衆議院の修正であります。これにつきましては、政務次官より御趣旨に従つて努力する、かういふやうな格好になつておりますので、三十一年度にはこれは困難かと思ひますが、三十二年度の予算の編成の場合におきましては、その趣旨をわれわれといたしましては体しまして、補助金につきましても、これ

はある程度できるように大蔵省に要求する必要があるとかように考へておるわけであります。ただそのやり方をどうするかという点につきましては、完全に併用というやうな格好になつておりますといふと、そこに申し上げましたやうな弊害も出てくるかと思ひますので、これらの点につきましては衆議院の修正の趣旨も体しまして、今後検討して参りたい、かように考へるわけであります。

○森八三三君 地方自治庁から御出席だといふのですが、地方自治庁に質問をいたしたいと思ひます。

最初にお伺ひしますのは、従来府県の財務扱ひにつきましては金庫の制度は単数でなければならぬという指導が行われておつたと思ひますが、これは法律上の根拠はないと思ひますが、どういふ趣旨に基いてそういうやうな指導が行われておるのか、その点をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林興三三君) これは都道府県の金庫のお尋ねでございますが、これは金庫が御承知の通り団体の出納事務を扱つておりまして、本金庫と支金庫の制度があるのでございます。出納事務は当然一元的に処理すべき建前から申しまして、自治法の施行令で本金庫と支金庫を設けましたのは、本金庫は当然一金融であるべきもので、かういふ解釈で従来運用して参つておるわけであります。

○森八三三君 その本金庫が一つでなければならぬといふ必要の趣旨ですね、それはどういふところに根拠を求められておるのか、もしそれが絶対のものであれば、何か法律にその明示し

てしかるべきだと思ふのです。そういう明示はないのです。ただ自治法の指導の心がまえとしてそういうことを強行されておるのですが、その趣旨はどこにあるのだ、かういふことをお伺ひしてゐるのです。

○政府委員(小林興三三君) 法律には特に一つと明示がないのは今仰せられた通りでございます。しかしながらこれは金庫業務といふものは団体の出納事務全般を扱う建前になつております。その金庫業務を、出納事務を幾つにも分けて、出納行政の一元化ができませんので、それで本金庫と支金庫という建前、あるいは支金庫からさらに事務委託という建前で出納行政を総合的に処理するといふのがこの制度の趣旨だと考へておるのでございまして、それで本金庫は一つであるべしといふのがわれわれの見解で、そういうふう

に考へておるのでございします。

○森八三三君 どうも私の質問に十分にお答えできないと思ふのです。本金庫といふものが一つでなければならぬといふ必要はどういふところに出發しておるのだ。一元的でなければならぬというだけですか。

その次にお伺ひしますが、その趣旨と同時に、絶対に全国数十の都道府県は一つであるといふことであるのかどうか。二つの所もあるのではないかという点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小林興三三君) 今申しました通り、金庫の出納事務は、これは団体全体の出納事務を金庫を設けて処理するといふことができるようにしてあります。これは總括的にやるべき趣旨で自治法の施行令が書いておるのでございまして、それで本金庫と支金

庫を設け、そして支金庫につきましては、本金庫がこれを總括するといふ建前をこれは明らかにいたしておるのでございします。それでわれわれといたしましては、当然この制度の趣旨はそこにあると、かういふふうには解釈して参つておるのでございします。

それから全府県並びに市町村に金庫が二つ以上ある所はないかというお尋ねでございますが、私は全部現実に調べたわけじゃありませんが、大体法律の趣旨に従つて運用しておるものと存じておるのでございします。

○森八三三君 嚴重に調べたわけではないが、そうやっていふと思つていふきわめてあまいな答弁ですが、市町村は別にして、都道府県だけはどうかになっておりますか、それくらいのことにはわかるでしょう。少くとも都道府県は一つであると断言できますか。

○政府委員(小林興三三君) 私の方でいかなる金融機関を本金庫に指定しておるかという資料を集めておりまして、その四十幾つの府県全部のことには私具体的に承知しておるわけじゃないからさういふふうに申し上げたのでございします。ただかういふ事例があるように聞いております。その金庫業務を二つの金融機関共同にあわせて委託しておる、かういふことがあるといふことを聞いたことがありますが、どの県か今ちょっと承知いたしておりません。それは要するに両方の銀行が共同的に本金庫の事務を処理するといふ建前でやっておる例があるように聞いております。

○森八三三君 そうすると、二つの金融機関が共同してやるという場合、それは認めるということになります。

と前段御説明になった一元でなければならぬといふこととどうなりますか。これは非常にあいまいな結果ができてくる。しかも御説明のやうなことであれば、私は都道府県の財務のことでありまして、都道府県の県議会が認めたものは本省としてさういふように差し出がましいことをかれこれ言わぬでいいのじやないか、かう思ふのです。それをおつしやつておるそのおつしやつておる趣旨は、前段の方と食い違ひを生じておると思ひますが、さう思われませんかどうか。

○政府委員(小林興三三君) 私の方といたしましては、これは金庫の設置は、今仰せの通り団体がそれぞれ議会の議決を経て自主的に定めるわけでありまして、具体的な指定等についてとやかく申す考へもなければ、申したこともございしません。ただこの本金庫の設置の趣旨を尋ねて参つたことがあつた場合に、本金庫といふものは当然一つであるべし、かういふ解釈を下しまして、その趣旨を流したことはあるの

でございします。その点を申し上げておるわけでございまして、それで四十幾つの府県が具体的にどういふことかといふことは私は具体的に調べてもおりませんし、承知いたしてもおらぬのでございします。

○森八三三君 そうすると、府県によつて二つの機関を必要とするといふことであれば、地方自治庁はそれに介入がましいことは言わぬ、かういふやうに理解してよろしいのでございしますか。

○政府委員(小林興三三君) 私が申し上げましたのは、本金庫の趣旨はこれはあくまでも一つであるべし、全然独

立の金庫を二つも三つも作るべきものだとおぼれは考へておりました。ただ先ほど申し上げた、それも具体的に説明を聞いておるわけではあります。二つの金融機関が共に一つ一つの金庫業務を処理するといふ趣旨で金庫を設けておる事例があるといふことを申し上げたわけであり、金庫はあくまでも一つでありまして、それを共同して処理する形でやっておる例があるといふことでございます。

○森八三三君　そこで、今問題になつておるような特別の会計を府県に設定して行かうといふ特殊の例が起ってきた場合に、これはむしろ区分することの方が県の金庫の事務内容を明確にするためにはふさわしいと思ひますが、そういうふうにはお考えになりますか。

○政府委員(小林興三君)　これは府県でも市でも特別会計の事例は御承知の通りでございます。しかしながら、特別会計ごとに金庫業務が別だといふことはわれわれは適當だと考へておるものでございまして、会計経理は、それぞれ経理の面において分けることは一向にかまわぬと思ひますが、しかしながら、これは現金出納をしていく、これはあくまでも一本で、金庫業務も一つであるべきものだ、こういうふうにお考えになりますか。

良資金制度というものの本質をよく考へて御答弁をいただきたい。

○政府委員(小林興三君)　農業改良資金制度の問題に関連してのお尋ねでございますが、これと類似の制度はほかにも実はあるはずでございます。従いまして、その制度運用上会計を別にして経理することは、これはもうわれわれといたしましては、これはもう当然だと思つてございまして。しかしながら、現金の出納保管という問題はそれと必ずしもかわりがあるわけではないのでございまして、今も申しました通り、特別会計その他の運用はほかにも類例が多いのでございまして、現金の接受出納といふものはむしろ一元的に処理すべし、別に金に色がついておるわけではございませんし、ひもがついておるわけでもございませぬので、出納業務といふものは普通の会計経理の一般の原則に従つて行われぬのが筋であらう、こういうふうにおぼれは考へておるものでございまして。

○森八三三君　制度の本質について十分御理解がないように私は考へますので、これ以上のことはやめますが、先刻御答弁がありましたように、指導方針としては一本たるべしという考へを持つておるが、あくまでも地方自治体のことであるので、地方自治体がいかなる措置をしようとも、それは地方自治体の意思によるものが本筋であるといふことを確認願つたと理解してよろしいかどうか、さらにお伺いいたします。

が申ししますのは、法律、制度の趣旨だけ、これは明らかにすべきでありまして、その制度の趣旨に従つて地方団体がそれぞれ自主的に運用することを期待いたしておるわけでございます。

○森八三三君　期待されても、都道府県がその都道府県の意思に基いて行なつた場合に、それを監督指導方針のように強制的に一元化するといふような指導はされぬということに理解してよろしいかどうか。

○政府委員(小林興三君)　それは自治庁は現在自治体がやる行為に對しまして、取り消し権とか命令権とか、そういう権限は今日持つておりません。かりに法律違反、明白に違反だといつたとしても、今の建前ではそれを取り消したり規制する権限がないのでございまして。そういう意味で自治体がやつたものに対しては、これを追つてどうしようかといふことはできません。しかしながら、自治庁といたしましては、法律の趣旨あるいは精神だけは守られることを地方に要望するし期待もするし、その点だけは明らかにしておきたいと思つてございまして。

おると、かように思つております。その結果地方の主管課と申しますか、これが縮小されるのじゃないかという御意見でございますが、私どももいたしましてはさうは考へておりません。御承知のように地方の行政といつたしましては、これは地方自治体本来はまかすべきものでありまして、それにつきましてももちろん指導は加えて参ります。が、本体といたしましては地方にまかすべきものと、かように考へるわけでございます。現在はいわゆる農産課でありますとかあるいは改良課といふようないろいろな名前を使つておるようでございますが、仕事の内容はふえまして、これが縮小されるといふふうにはわれわれといたしましては考へておりません。今度の法律の関係によりまして、新農村関係の仕事なんかも振興局の方に移つてくるような関係でございまして、分量はふえまして減るというふうなことは考へておりません。

○関根久蔵君　森さんの御質問に関連して自治庁にお伺いしたいのですが、この制度のいわゆる信連が扱う場合の金庫としての何で、県の方でさうなことがきまつた場合には、自治庁は具体的にどういふ御指示をなさるのですか、先ほどのお話は何だかわつたやうなわからぬやうな、よくわからぬのですが、一つはつきり御答弁願ひたいのですが。

○政府委員(小林興三君)　私先ほど申しましたのは、現在自治庁は地方自治の建前から、自治団体が自主的にきめたことに対して、これを権力的に取り消したり改正を命じたりする権限は実は持つておらない。たとえそれは法律に明白に違反しておつても、そういう権限がないことを申し上げたのであります。まあしかしながら、法律の趣旨、制度というものは間違ひのないように行われることの事前の指導とか監督といふようなことは、これはあり得るといふことを申し上げたのでございまして。

は法律に明白に違反しておつても、そういう権限がないことを申し上げたのであります。まあしかしながら、法律の趣旨、制度というものは間違ひのないように行われることの事前の指導とか監督といふようなことは、これはあり得るといふことを申し上げたのでございまして。

○関根久蔵君　それではどうですか、この問題について、具体的にどうはつきりわかつてゐるのですから、かりに県の方で信連をこの改良資金の金庫に指定してきた場合に、自治庁はどういうふうな――どうもないですか。

○政府委員(小林興三君)　それは異存がないかというお尋ねでございますが、われわれはさういふ金庫を二つ以上指定すべきじゃない、さういふ考へ方はこれは変えるわけにはいきませぬ。またさういふ趣旨だけは明らかにいたしたいと思つてございまして。それで信連を利用なさることはこれは一向にかまわぬので、それなら金庫にする、あるいは事務の取扱ひ機関にするなりしてやるようにすべきである、という意味の意見だけは表示すること、これはあり得ると思つてございまして。

○森八三三君　私はこの問題に関連して付帯決議をいたしたいと思ひますが、速記を中止願つて懇談を願ひたいと思ひます。

○理事(三浦辰雄君)　それではお諮りいたしますが、今森君の御提案のやうに速記をとめて懇談に入つて差しつかえありませんか。

○理事(三浦辰雄君)　それでは懇談に入ります。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事（三浦辰雄君）速記をつけて。

も、これによつて零細農というものがどうなるかということがみんなの心配になると思うのです。で、懸談中の付帯決議もそういう点を配慮しておられるわけですが、しかしこの零細農の問題というものは資金制度と並行して補助金制度があったところで、なかなか片づかぬので、従来の補助金制度では、それなら零細農の経営を高めていくんだ、そういうことになっていないかと思うのです。補助金でもやはりどちらかかといへば一定以上の規模を持ったもののが補助されて、一番下積みになつていくの農家というものはこれはなかなか救いの手は伸びていない、そういう点について一体政府は根本的に平均経営面積に及ばない零細農というものをどこへ持つていこうとするのか、たとえば新しい耕地なり、これは耕地と言つたつて田畑でなくてもよろしい、草地でもよろしい、そういうような新しい働き場所を設定してそこへ持つていくという基本方針を持つてゐるのか、それとも現在の経営面積の中でそれらの人々がひとり立ちの農家としてできるようなところへ持つていこうとするのか、あるいは全然構想を変えて、そういうものは都市のはかの工業その他の産業の方へ転換させるといふのか、この零細農というものをどういうふうにしようとするのか、その根本方針を幸いに政務次官見えておりますから、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員（大石武一君）　ただいまの御質問は非常にむずかしい大きな御質

間と思うでございまして、答弁が
当っておりますかどうかわかりませ
んが、一応の考えを申し上げます。おつ

しやる通り零細農をどう持つていくかというところにつきましては、ただいまお説のようないろいろの考え方があるのであります。しかし、この零細農というものは簡単に耕地面積、耕作面積を広げると申ししましても、現在のような日本の状態ではそう全部の零細農に行き渡るような耕作面積を与えるということは不可能だろうと思うのであります。もちろんでき得る限り国内でも開墾なりあるいは土地改良、あるいは干拓を行ひまして利用し得る土地を広げて参つたいと思ひますけれども、それが必ずしも全部に行き渡るとは考えられない状態でありまして、それからまたこの零細農に耕作をやめさせて大都市の工業に吸収しようといひたしましても、当面の間は工業方面への吸収というものは容易でないと考えるのであります。どうするかと申しますと、結局いろいろなことを考えなければならぬと思うのであります。一番根本的なことは自立できるような、たとえ耕作面積が少くとも、小さくとも自立していけるような多角経営農業に持つていくことが私は一番大きな問題じゃなからうかと思うのであります。それにはいろいろな問題がございます。酪農であるとかいろいろな問題がございますが、結局は適地適産と申しますか、そういうことを中心として多角経営な、たとえ耕地面積が小さくてもこれを十分に利用できるような、あるいはその他農村に小規模ないろいろな工業を取り入れるとか、いろいろな方面から持つてきまして、そうしてこれを幾ら

かでも収入を多くしてやるといふことが私は当面のいき方ではなからうかと考える次第であります。

○江田三郎君 新しい耕地を作るといふようなことは非常に困難なことです。それはもうよくわかっておりますが、昨年来私たちは草地という問題をこの委員会でも相当やかましく言つたわけです。草地とは何ぞやということがまたいろいろ問題になりますけれども、しかしその中には今たとえば林野として、それのもりつぽな林野でなしにきわめて粗放な経営がされておる所がある。それを草地におきかえることをほんとうに考えればおきかえ得るのではないか、そういうものがあるならば、ここに大きな働く場所というものができるのではないか、そういうようなことも考えたわけですがね。しかし今の政策を見ているというとなかなか政府の方もこれに同意したかのごとき答えはしましたけれども、現実の上では一向にそれに同意した政策が行われていない。さらにそういうようなき方でないに、今あなたのおっしゃるような多角経営というものもありましょう。極端に言えばきわめて狭い面積でもこの新しいやり方でいけば、たくさんさんの鶏を飼つて卵を生むというやり方もありましょう。そういうことで一つの違いはあると思いますが、しかし私は近ごろの改良事業のやり方を見ていると、ほんとうにそんなことを考へているのかどうかわからぬと思うのです。改良普及員の研さんをやつていられると言ふけれども、改良普及員というものがそういうようなことを、零細農のほんとうに自立できる経営をどうしたらいいかということでないに、

何だかたまたま既存の農家というものを平均的に何%か生産力を上げるといふような、そういう指導ばかりやっておられるのじゃないかと思うのです。それもけっこうなんですけれども、何といつてもこれからの都会に新しい雇用というものがなかなか見出せぬ段階において、日本のこの零細農というものをどうするかということは、これは深刻な問題になってきたと思うのです。農業政策、一番大きな問題になればすぐ米価問題ですが、この人たちは米価問題には関係ない、この米価が高いことに迷惑する諸君かも知れぬのです。そういうところ、改良普及員の仕事でも中経営以上の農業経営者の諸君の技術の改良だけに行つて、中から下の諸君をどうして自立さすかということについてはどうもびつたりいていないように思うので、その点今後農林省の機構改革をされるならば、そういう点を私は十分お考え願いたいということをちょっとこの機会にお願いしておきます。

○理事(三浦辰雄君)　ほかに御質疑ございませんか。――他に御質疑もないようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(三浦辰雄君) 御異議ないと認
めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べをお願いします。

○森八三一君 私はただいま議題となっておりまます農業改良資金助成法案に對しまして、原案に賛成をするものであります。質疑を通じて、各委員からもきわめて強く述べられており

まするごとく、本制度はややもいたしますと農政の後退を憂慮されるようになつて思われますし、当面きわめて考へなければなりません。零細農の将来にも影響する面があると思いますので、さうな点につきましては、基本的に農林当局の善処を要望いたしますと同時に、以下申し上げますような付帯決議をいたしたいと思ひます。

農業改良資金助成法案に関する
附帯決議案

一、本法によるような資金制度にかかわらず、わが国農業の後進性且つ零細性にかんがみ、補助金制度は益々これを拡充強化すべきである。なお、右に関連して、政府が、今回補助対象事業から資金対策事業に切り替えようとしている事業の中には、その普及が未だ甚だ微々たるものがある状況に徴し、且つ本法律案修正の趣意に照らし、政府は今回の措置を再検討して之を是正すべきである。

二、政府は新しい技術の確立に不断的の努力を払い、且つ技術改良普及のため、先づ以つて農業改良普及制度の拡充強化をはかるべきである。

三、政府は、本法の運用に関する行政事務が機械的に単なる金融的事務に陥ることを厳に警め、飽くまで技術の改良普及と密着してこれが推進に役立つよう中央及び地方を通じてその行政機構を明確にして且つこれを整備すべきである。

四、本法律案第三條第三項の規定により、政府が利子補給の財源措置を講ずる場合は、資金の貸付を行う農業協同組合並びに融資を受ける農業者等の意見をきき、農林漁業金融

公庫資金の条件等とも勘案して極力低利ならしめると共に、資金の貸付を行う系統農業協同組合の手数料の適正を講ずべきである。

五、本法律案第二十條による事務の委託については、信連に対して県金庫（本庫）若くは県との直接契約によることとし、系統農業協同組合の活用を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。
○理事（三浦辰雄君） 他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事（三浦辰雄君） 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。農業改良資金助成法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事（三浦辰雄君） 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました森君提出の付帯決議案を議題といたします。森君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事（三浦辰雄君） 全会一致と認めます。よって森君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長を提出すべき報告書の作成、

その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事（三浦辰雄君） 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

なお本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 青山 正一 | 重政 庸徳 |
| 戸叶 武 | 秋山俊一郎 |
| 関根 久藏 | 佐藤清一郎 |
| 横川 信夫 | 江田 三郎 |
| 河合 義一 | 小林 孝平 |
| 森 八三 | 千田 正 |

○理事（三浦辰雄君） ただいまの付帯決議に関し、この際政府当局の御意見を伺っておきたいと存じます。

○政府委員（大石武一君） 御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、一生懸命努力いたす所存でございます。

○理事（三浦辰雄君） 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、森林開発公団法案（予備審査のための付託は三月二十三日）

昭和三十一年四月十七日印刷

昭和三十一年四月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局